

主 文

1 一審原告13、15及び16を除く一審原告らの一審被告国に対する本件控訴をいずれも棄却する。

2 一審原告1から7、9から12、21、22、26から28、32
5 から35、37から43及び45から54の一審被告東電に対する本件控訴をいずれも棄却する。

3 (1) 一審原告44の控訴に基づき、原判決中、同一審原告の一審被告東電に対する請求に関する部分を次のとおり変更する。

(2) 一審原告44の一審被告東電に対する主位的請求を棄却する。

10 (3) 一審被告東電は、一審原告44に対し、13万5500円及びこれに対する平成23年3月11日から支払済みまで年5%の割合による金員を支払え。

(4) 一審原告44の一審被告東電に対するその余の予備的請求を棄却する。

15 4 一審被告東電の一審原告1から5、13、15、16、26から28、38及び49から54に対する本件控訴をいずれも棄却する。

5 (1) 一審被告東電の一審原告21、22及び48に対する控訴に基づき、原判決中、同一審原告らの一審被告東電に対する請求に関する部分を次のとおり変更する。

20 (2) 一審原告21、22及び48の一審被告東電に対する主位的請求をいずれも棄却する。

(3) 一審被告東電は、一審原告21に対し、23万7205円及びこれに対する平成23年3月11日から支払済みまで年5%の割合による金員を支払え。

25 (4) 一審被告東電は、一審原告22に対し、38万5000円及びこれに対する平成23年3月11日から支払済みまで年5%の割合に

よる金員を支払え。

(5) 一審被告東電は、一審原告48に対し、37万9600円及びこれに対する平成23年3月11日から支払済みまで年5%の割合による金員を支払え。

5 (6) 一審原告21、22及び48の一審被告東電に対するその余の予備的請求をいずれも棄却する。

6 (1) 一審被告東電の一審原告37、39及び40に対する控訴に基づき、原判決中、同一審原告らに関する一審被告東電の敗訴部分を取り消す。

10 (2) 前項の部分につき、一審原告37、39及び40の一審被告東電に対する請求をいずれも棄却する。

7 (1) 一審原告13の附帯控訴に基づき、原判決中、同一審原告の一審被告東電に対する請求に関する部分を次のとおり変更する。

(2) 一審原告13の一審被告東電に対する主位的請求を棄却する。

15 (3) 一審被告東電は、一審原告13に対し、102万3000円及びこれに対する平成23年3月11日から支払済みまで年5%の割合による金員を支払え。

(4) 一審原告13の一審被告東電に対するその余の予備的請求を棄却する。

20 8 一審原告15及び16の本件附帯控訴をいずれも棄却する。

9 訴訟費用及び控訴費用は別紙費用負担目録記載のとおり負担とする。

10 この判決は、主文3(3)、5(3)から(5)、7(3)に限り、仮に執行することができる。

25 事実及び理由

第1 控訴及び附帯控訴の趣旨

1 一審原告13、15及び16を除く一審原告ら（以下、これら一審原告らを「控訴提起一審原告ら」という。）による控訴の趣旨

(1) 控訴提起一審原告らの一審被告らに対する請求に関する原判決を次のとおり変更する。

5 (2) 一審被告らは、控訴提起一審原告らそれぞれに対し、連帯して330万円及びこれに対する平成23年3月11日から支払済みまで年5%の割合による金員を支払え。

2 一審被告東電による控訴の趣旨

(1) 原判決中一審被告東電の敗訴部分を取り消す。

10 (2) 前項の部分につき、一審原告1から5、13、15、16、21、22、26から28、37から40及び48から54の一審被告東電に対する請求をいずれも棄却する。

3 一審原告13、15及び16（以下、これら一審原告らを「附帯控訴提起一審原告ら」ということがある。）による附帯控訴の趣旨

15 (1) 附帯控訴提起一審原告らの一審被告東電に対する請求に関する原判決を次のとおり変更する。

(2) 一審被告東電は、附帯控訴提起一審原告らそれぞれに対し、330万円及びこれに対する平成23年3月11日から支払済みまで年5%の割合による金員を支払え。

20 第2 事案の概要

1 略称

略称は、特に断らない限り、原判決添付別紙1－3略語・用語一覧表（原判決338頁から357頁まで）による。

25 ただし、原判決350頁「略語」欄「平成14年試算」の「定義等」欄「被告東電・・・・・・」を「一審被告東電が津波評価技術に基づき平成14年3月に実施して得られた津波評価の計算結果」に改める。

2 (1) 訴訟物

一審原告らは、原審において、

【1】経済産業大臣が、各規制権限を行使しなかったために本件事故を引き起こし、一審原告らに放射能汚染からの避難を余儀なくさせたと主張して、一審被告国に対し、国家賠償法（国賠法）1条1項に基づく損害賠償請求として、

【2】一審被告東電が、

① 主位的に、福島第一原発の安全対策を怠ったために本件事故を引き起こし、一審原告らに避難を余儀なくさせたと主張して、一審被告東電に対し、民法709条に基づく損害賠償請求として、

② 予備的に、原子力事業者として原子力損害について賠償すべき責任を負うと主張して、一審被告東電に対し、原子力損害の賠償に関する法律（原賠法）3条1項に基づく損害賠償請求として、

連帯して損害金の一部である各550万円（ただし、一審原告10及び11は相続分も併せて各825万円）及びこれに対する本件事故の日である平成23年3月11日から支払済みまで民法所定（平成29年法律第44号による改正前のもの）の年5%の割合による遅延損害金の支払を求めた。

(2) 原判決

原審の原告であった原告番号8（以下、単に「原告番号8」という。）は原審手続中に死亡し、一審原告10及び11が訴訟承継した。

原審は、一審原告らの一審被告国に対する請求をいずれも棄却した。また、一審被告東電に対する主位的請求をいずれも棄却し、一審原告1から5、13、15、16、21、22、26から28、37から40及び48から54について、原判決添付別紙1－2認容額等一覧表（原判決337頁）の「認容額」欄記載の各金員及びこれに対する前同日から支払済みまで年5%の割合による遅延損害金の支払を命じる限りで、一審被告東電に対する予備

的請求の一部を認容し、その余の予備的請求をいずれも棄却した。

(3) 控訴及び附帯控訴の提起

控訴提起一審原告らは、本件控訴を提起し、請求額をそれぞれ330万円に減縮した（一部請求）。

5 また、一審被告東電は、一審原告らのうち請求が一部認容された者について本件控訴を提起し、附帯控訴提起一審原告らは、本件附帯控訴を提起した。

なお、一審における原告らのうち原判決記載の原告番号14、17から20、23から25、29から31及び36は控訴を提起しておらず、同原告らについては原判決が確定した。

10 3 前提事実（当事者間に争いがないか、掲記の各証拠及び弁論の全趣旨によって容易に認定できる事実）

(1) 地震及び津波の発生

平成23年3月11日に東北地方太平洋沖地震（本件地震）が発生した。

15 本件地震に伴い本件津波が発生し、東京電力株式会社福島第一原子力発電所（福島第一原発）に断続的に到達した。本件津波により、福島第一原発の海側エリア及び主要な建屋の設置エリアはほぼ全域が浸水した（原判決添付別紙2の5）。

（以上につき、甲A1の1）

(2) 事故の発生

20 本件地震と本件津波によって原子炉施設が電源喪失の事態に陥り、1号機から3号機の原子炉の炉心の冷却が不可能となり、炉心損傷に至った。そして、水素ガスの爆発による原子炉建屋等の損傷などによって、放射性物質が大量に放出される事故（本件事故）が発生した。（甲A1の1・2、乙A18の1）

25 (3) 一審原告らの避難等

ア 一審原告らのうち、次の28名、8世帯は、本件事故当時、自主的避難

等対象区域（福島市、郡山市、いわき市）に居住していた。

一審原告 1 から 5（以下「世帯 1」という。）

一審原告 13、15 及び 16（附帯控訴提起一審原告ら。以下「世帯 5」という。）

5 一審原告 21 及び 22（以下「世帯 7」という。）

一審原告 26 から 28（以下「世帯 9」という。）

一審原告 37 及び 38（以下「世帯 14」という。）

一審原告 39 及び 40（以下「世帯 15」という。）

一審原告 43 から 46（以下「世帯 17」という。）

10 一審原告 48 から 54（以下「世帯 18」という。）

イ 一審原告らのうち、次の 13 名、6 世帯と、原告番号 8 は、本件事故当時、区域外（茨城県取手市、千葉県船橋市、さいたま市、東京都葛飾区、東京都日野市、神奈川県鎌倉市、神奈川県藤沢市）に居住していた。

一審原告 6 及び 7（以下「世帯 2」という。）

15 原告番号 8 及び一審原告 9 から 11（以下「世帯 3」という。）

一審原告 12（以下「世帯 4」という。）

一審原告 32 から 34（以下「世帯 11」という。）

一審原告 35 及び 47（以下「世帯 12」という。）

一審原告 41 及び 42（以下「世帯 16」という。）

20 ウ 一審原告らは、本件事故後、各地に自主的に避難した。

原告番号 8 は原審手続中に死亡し、一審原告 10 及び 11 が訴訟承継した。

（以上につき、顕著事実、甲 D 1 の 7 の 1・2、7 の 7 の 1・2、9 の 7 の 1・2、12 の 7、13 の 7、22 の 7、26 の 7、32 の 7、35 の 7 の 1・2、37 の 7、39 の 7、44 の 7、48 の 7、第 2721 号事件甲 1、2 の 1 の 1。ただし、避難の相当性について争いがある。）

4 関連法令等

原判決 35 頁 21 行目から 43 頁 10 行目までを引用する。

ただし、37 頁 19 行目「29 条 2 項の技術上の基準に適合していないと認めるとき等」を「29 条 2 項の技術上の基準に適合していないと認めるとき、
5 又は原子炉施設の保全若しくは原子炉の運転に関する措置が同法 35 条 1 項の規定に基づく主務省令に違反していると認めるとき」に改める。

5 主要な争点

(1) 一審被告国に関する主要な争点

責任原因と損害及び弁済の抗弁である。

(2) 一審被告東電に関する主要な争点

損害と弁済の抗弁である。

なお、一審原告らは、主位的請求として、一審被告東電の不法行為責任を主張するが、原賠法の原子力損害の賠償責任に関する規定は、民法が定める賠償責任に関する規定の特則であって、原賠法が適用される範囲では民法の不法行為に関する規定は適用されないと解される。ここで、一審被告東電は
15 原子力事業者であるから（争いが無い）、原賠法 3 条 1 項に基づいて、原子力損害を賠償すべき無過失責任を負う。本件事故による損害賠償は同条項によらねばならず、一審原告らの一審被告東電に対する主位的請求は認められない。

したがって、一審被告東電に関する主要な争点は、予備的請求に関わるもの（損害と弁済の抗弁）に限られる（過失の主張に係る事実を、損害額の算定において考慮することを必ずしも排斥するものではないものの、この点についての判断は後記説示のとおりである。）。

6 主要な争点に関する当事者の主張

(1) 一審被告国の責任原因

（控訴提起一審原告らの主張）

ア 経済産業大臣は、次のとおりの各規制権限を有していた。

(ア) 電気事業法 39 条 1 項及び 2 項に基づく技術基準の制定権限を踏まえた、同法 40 条に基づく技術基準適合命令の発令権限

(イ) 電気事業法 40 条に基づく一時停止命令の発令権限

5 (ウ) 炉規法 23 条に基づく原子炉設置許可処分の自庁取消権限

(エ) 炉規法 29 条 2 項に基づく技術基準の制定権限又は同法 35 条 1 項に基づく保安措置制定権限を踏まえた、同法 36 条 1 項に基づく保安措置命令の発令権限

10 (オ) 炉規法及び電気事業法により付与されるシビアアクシデント対策にかかる規制権限

イ しかるに、経済産業大臣は、本件事故までに、各規制権限を行使していない。

そして、①原子力基本法はじめ原子力事業に係る規制法令は、原子力の利用に伴い発生するおそれのある危険から国民の生命・健康・財産や環境
15 に対する安全を確保することを主要な目的としていること、②原発事故が生じた場合の被害は甚大かつ回復不可能であって、被害法益が重大であること、③原発は国策民営ともいわれる強力な原子力推進政策の下で日本全国に建設されたものであって、行政の関与が大きいこと、④長期評価や貞観地震の知見等からすれば、福島第一原発で全交流電源喪失
20 を引き起こす地震及び津波の発生・到来を予見できたこと、⑤規制権限が行使されれば、一審被告東電によって、その当時の有力な津波対策であった水密化が講じられた蓋然性があり、本件事故の発生という結果を回避できたこと、以上の事情を総合すれば、経済産業大臣の上記規制権限不行使は、その許容される限度を逸脱しており、著しく合理性を欠く
25 から、国賠法 1 条 1 項の適用上違法である。

したがって、一審被告国は控訴提起一審原告らに対して賠償責任を負う。

(一審被告国の主張)

争う。

(2) 損害

(一審原告らの主張)

5 別紙損害一覧表 1 から 1 4 の【請求原因】における「費目」及び「主張額」欄記載のとおりである。

なお、各人の請求額は 3 3 0 万円及びこれに対する平成 2 3 年 3 月 1 1 日から支払済みまで年 5 % の割合による遅延損害金である（一部請求）。また、一審原告らの原審における請求及び主張を踏まえると、当審における請求額
10 3 3 0 万円のうち 3 0 万円は弁護士費用であると解される。

(一審被告東電の主張)

争う。

(一審被告国の主張)

争う。

15 (3) 弁済の抗弁

(一審被告東電の主張)

一審原告らそれぞれについて、損害賠償請求権は 1 つであって、同一人において費目間での融通を認めるべきであり、その具体的な費目及び金額は、別紙損害一覧表 1、5、6、7、1 0、1 1、1 3 及び 1 4 の【抗弁】における「費目」及び「主張額」欄記載のとおりである。
20

その際、訴訟上請求されていない損害総額に対して、一審被告東電の既払金の総額を充当控除すべきである。また、同一世帯内では、名目上、各人に対する既払金であっても、世帯の構成員全員の損害に補填されるべきである。

(一審被告国の主張)

25 一審被告東電の主張を援用する。

(一審原告らの主張)

争う。

第3 当裁判所の判断

1 判断の骨子

当裁判所は、原判決同様、一審被告国に対する請求及び一審被告東電に対する主位的請求はいずれも認められないと判断する。また、一審被告東電に対する予備的請求は、原判決と同様又はこれを一部変更し、別紙損害一覧表1、5、6、7、10、11、13及び14の認容額欄記載の額及びこれに対する平成23年3月11日から支払済みまで年5%の割合の遅延損害金の支払を命じる範囲で一部認容し、その余は認められないと判断する。

一審被告東電に対する主位的請求が認められない理由は前記第2の5(2)に判示のとおりであり、その余の理由は次のとおりである。

2 一審被告国の責任原因

(1) 認定事実

当事者間に争いのない事実に加えて、後記の証拠及び弁論の全趣旨によって認められる事実は、次のとおりである。

ア 福島第一原発の概要

(ア) 福島第一原発は、一審被告東電が設置し運営する原子力発電所であり、福島県双葉郡双葉町及び大熊町にまたがって所在している。

(イ) 福島第一原発には、昭和46年から昭和54年にかけて順次運転が開始された1号機から6号機までの6機の原子炉が設置されており、いずれの原子炉も沸騰水型軽水炉である。福島第一原発の原子炉施設は、原子炉建屋やタービン建屋等（ただし、原判決添付別紙1-3略語・用語一覧表中の「タービン建屋等」の定義等について「蒸気タービンを収容するタービン建屋等」に改める。）から成っている。

(ウ) 福島第一原発の1号機から4号機までの各原子炉（以下、併せて「本件各原子炉」という。）に係る原子炉建屋、タービン建屋等の主要な建

屋（以下「主要建屋」という。）は、いずれも海拔10m（以下、海拔高は小名浜港工事基準面（O. P.）を基準とした数値である。）の平らな土地にあり、本件各原子炉は、北から南に向かって1号機から4号機の順に一直線に設置されている（以下、主要建屋の敷地を「本件敷地」という。）。本件敷地の東側及び南東側は、海水をくみ上げるポンプが設置された海拔4mの区画等を挟んで海に面している。

(エ) 本件各原子炉に係る原子炉施設（以下「本件各原子炉施設」という。）では、原子炉の運転により発電した電力や外部の変電所から供給される電力が利用されていたが、これらの電力をいずれも利用することができない場合に備えて、非常用ディーゼル発電機及びこれにより発電した電力を他の設備に供給するための電気設備（以下、併せて「本件非常用電源設備」という。）が主要建屋の中に設置されていた。

（以上につき、甲A1の1）

イ 原子力発電所の設計津波水位の評価方法に関する報告書の作成

社団法人土木学会（土木学会）原子力土木委員会の下に設置された津波評価部会は、平成14年2月、原子力発電所の設計津波水位の評価方法を示したものとして、「原子力発電所の津波評価技術」と題する報告書（津波評価技術）を作成した。津波評価技術は、プレート境界型地震に伴う津波について、評価地点に最も大きな影響を及ぼしたと考えられる既往津波を選定し、その既往津波の沿岸における痕跡高を最もよく説明できる断層モデルを基に基準断層モデルを設定した上で、想定津波の不確定性を設計津波水位に反映させるため、基準断層モデルの諸条件を合理的と考えられる範囲で変化させた数値計算を多数実施し、評価地点に最も影響を与える津波に基づいて設計津波水位を求めるなどしていた。

一審被告東電は、同年3月、津波評価技術に基づく津波評価を実施し、福島第一原発の設計津波最高水位は海拔5.4mから5.7mまでとす

る計算結果（平成14年試算）を得ると、これを原子力安全・保安院（保安院）に報告した。

（以上につき、甲A1の1、B37、乙B6の1～3）

ウ 三陸沖から房総沖にかけての地震活動の長期評価をとりまとめた文書の公表

地震調査研究推進本部（推進本部）地震調査委員会は、地震防災対策特別措置法に基づいて文部科学省に設置された機関であり、関係行政機関の職員及び学識経験のある者のうちから文部科学大臣が任命する委員によって構成されるところ、平成14年7月、三陸沖から房総沖にかけての日本海溝沿いの領域を対象とした長期的な観点での地震発生の可能性、震源域の形態等についての評価を取りまとめたものとして、「三陸沖から房総沖にかけての地震活動の長期評価について」と題する文書（長期評価）を公表した。長期評価は、上記の日本海溝沿いの領域のうち、三陸沖北部から房総沖にかけての日本海溝寄りの南北に細長い領域（以下「本件領域」ということがある。）に関し、明治29年に発生した明治三陸地震と同様の地震が上記領域内のどこでも発生する可能性があること、上記領域内におけるマグニチュード8クラスのプレート間大地震（津波地震）については、今後30年以内の発生確率が20%程度、今後50年以内の発生確率が30%程度と推定されること、その地震の規模は、津波マグニチュード（Mt）8.2前後と推定されること等を内容とするものであった。（甲A1の1、B10、B42）

エ 発電用原子炉施設に関する耐震設計審査指針の策定

(7) 原子力安全委員会は、平成18年9月、発電用軽水型原子炉の設置許可申請及び変更許可申請に係る安全審査のうち、耐震安全性の確保の観点から耐震設計方針の妥当性について判断する際の基礎を示すことを目的として、「発電用原子炉施設に関する耐震設計審査指針」（平成18

年耐震設計審査指針)を策定した。上記指針は、発電用軽水型原子炉施設について、その供用期間中に極めてまれではあるが発生する可能性があるとして想定することが適切な津波によっても、上記原子炉施設の安全機能が重大な影響を受けるおそれがないことを十分考慮した上で設計されなければならぬものとしていた。

(イ) 保安院は、同月、一審被告東電を含む発電用原子炉施設の設置者等に対し、既設の発電用原子炉施設等について、平成18年耐震設計審査指針に照らした耐震安全性の評価を実施するよう指示した。

(以上につき、乙A8の2、B82)

オ 長期評価に基づく津波の試算

(ア) 一審被告東電は、上記の指示を受けて、長期評価に基づいて福島第一原発に到達する可能性のある津波を評価すること等を関連会社に委託し、平成20年4月頃、その結果の報告を受けた。その内容は、長期評価に基づいて福島県沖から房総沖の日本海溝寄りの領域に明治三陸地震の断層モデルを設定した上で、津波評価技術が示す設計津波水位の評価方法に従って、上記断層モデルの諸条件を合理的と考えられる範囲内で変化させた数値計算を多数実施して津波の試算を行ったところ、本件敷地の海に面した東側及び南東側における波の高さが最も高くなる津波は、本件敷地の南東側前面において、最大で海拔15.707mの高さになるが、本件敷地の東側前面では本件敷地の高さ(海拔10m)を超えず、主要建屋付近の浸水深は、4号機の原子炉建屋付近で約2.6m、4号機のタービン建屋付近で約2.0mとなるなどというものであった(平成20年試算。以下、この試算された津波を「本件試算津波」という。)

(イ) 一審被告東電は、その後、本件試算津波と同じ規模の津波に対する対策等についての検討を行ったものの、直ちに対策を講ずるのではなく、

土木学会に長期評価についての研究を委託することとして、当面の検討を終えた。

(以上につき、甲A1の1、乙B79、B193の1～4)

カ 本件地震及びこれに伴う本件事故

5 (ア) 平成23年3月11日午後2時46分、三陸沖（牡鹿半島の東南東約130km、深さ約24kmの地点）を震源として、本件地震が発生した。本件地震は、複数の震源域がそれぞれ連動して発生したものであり、その震源域は、南北の長さ約450km、東西の幅約200kmに及び、その最大すべり量は、50m以上であった。本件地震の規模は、我が国の観測史上最大となるM9.0、Mt9.1であった。

10 (イ) 本件地震により、本件各原子炉のうち定期検査のため運転停止中であった4号機を除く各原子炉がいずれも自動的に停止し、外部の変電所から供給される電力についても、本件地震による設備故障等によりその供給が途絶えた。

15 その後、本件地震に伴う本件津波が福島第一原発に到来し（第1波が午後3時27分頃に、第2波が午後3時35分頃に到来し、以後、断続的に到来した。）、本件敷地の海に面した東側及び南東側の全方面から大量の海水が本件敷地に浸入して、本件敷地のほぼ全域が浸水した。その浸水深は、主要建屋付近で最大約5.5mに及び、主要建屋の中に海水が浸入する事態となった。その結果、ほとんどの本件非常用電源設備が浸水してその機能を失い、すべての交流電源が喪失した。

20 本件各原子炉施設には蓄電池が付属する直流の電源設備が供えられていたが、3号機を除く各原子炉に係る原子炉施設については、上記電源設備も浸水してその機能を失い、直流を含むすべての電源が喪失した。

25 3号機の原子炉施設については、しばらくの間、上記蓄電池を電源とする直流の電力が非常用炉心冷却設備に供給されていたが、上記非常用冷

却設備が停止し、上記蓄電池の残量不足等により再起動させることができなくなった。

5 以上のとおり、本件各原子炉施設が電源喪失の事態に陥った結果、本件地震の発生当時運転中であった1号機から3号機までの各原子炉について、運転停止後も炉心を冷却することができなくなり、高温に達した燃料が著しく損傷し、これにより発生した水素ガスの爆発によって原子炉建屋等が損傷するなどして、本件各原子炉施設（主として1号機から3号機）から放射性物質が大量に放出される事故（本件事故）が発生するに至った。

10 （以上につき、甲A1の1・2、乙A18の2、A23、A25、B35）

キ 本件事故以前の我が国における原子炉施設の津波対策の在り方

本件事故以前の我が国における原子炉施設の津波対策は、安全設備等が設置される原子炉施設の敷地を想定される水位より高い場所とすること等によって上記敷地が浸水することを防ぐという考え方を基本とするものであり、津波により上記敷地が浸水することが想定される場合には、15 防潮堤、防波堤等の構造物（以下「防潮堤等」という。）を設置することにより上記敷地への海水の浸入を防止することが対策の基本とされていた（乙B44、B55の1、C1、C4、C5。認定の理由は次項で説明する。）。

20 (2) 事実認定の補足説明

ア 前記(1)キの認定に関して、控訴提起一審原告らは、①本件事故以前にドライサイトコンセプトという概念はなく、防潮堤等の設置によって海水の浸入を防止することが対策の基本であったとの事実は認められないし、②本件事故以前において、水密化は有力な津波対策であったと主張する。

25 イ 前記ア①の主張について、ここにいうドライサイトコンセプトとは、安全上重要な全ての機器が設計基準津波の水位より高い場所に設置されるこ

などによって、それらの機器が津波で浸水するのを防ぎ、津波による被害の発生を防ぐという考え方をいうが、この考え方の下では、主要建屋等の地盤高を設計想定津波よりも高くすることのほか、海側に防潮堤等を設置することにより、津波の侵入を阻止すること（ドライサイトの維持）が津波対策の基本となる。

控訴提起一審原告らも、本件事故以前の津波対策について、想定津波高さに対して敷地高さを十分な高さとするを基本とする旨を認めており、この点に争いはない。そして、前記(1)キ掲記の証拠は、津波工学を専門とし、東北大学災害科学国際研究所所長、地震調査委員会津波評価部会長等を歴任する今村文彦による意見書（乙B44）、保安院で安全審査官として設置許可に係る安全審査等に携わっていた名倉繁樹による意見書（乙B55の1）、原子力工学を専攻し、原子力安全委員会原子炉安全専門審査会審査委員、東京大学大学院工学系研究科教授等を歴任する岡本孝司による意見書（乙C1）、原子炉工学等を専攻し、原子力規制委員会発電用軽水型原子炉の新規制基準に関する検討チーム委員、東京大学大学院工学系研究科原子力専攻教授等を歴任する山口彰による意見書（乙C4）、現JAEA（国立研究開発法人日本原子力研究開発機構）で原子力発電所の安全研究に従事し、JNES（独立行政法人原子力安全基盤機構）技術顧問、総括参事等を歴任した阿部清治による意見書（乙C5）である。これらはいずれも高度な専門性に基づくものであるし、各専門家が積極的に虚偽を述べる理由もないことからすれば、いずれも信用性が認められ、採用することができる。そこで、前記(1)キのとおり、本件事故以前の津波対策はドライサイトコンセプトのもと、防潮堤等の設置によって海水の浸入を防止することが基本であったと認められる。

控訴提起一審原告らは、上記各意見について、いわゆる御用学者が一審

被告国の依頼に応じ、その意向を付度したものであって信用できない旨主張するにとどまり、それ以上に前記各意見の信用性を減殺する具体的な事由を指摘するものではなく、採用できない。そして、上記各意見の内容に照らし、それに反する渡辺敦雄の意見書（甲C1）も採用することができない。その他に控訴提起一審原告らの主張を認めるに足りる証拠はなく、前記ア①の主張は採用することができない。

ウ 前記ア②の主張について、控訴提起一審原告らは、国内外で現実には水密化による津波対策がとられていたことや、規制機関が水密化による防護措置を上げていたこと等を理由に、本件事故以前でも水密化が有力な津波対策であったとする。

しかし、控訴提起一審原告らの指摘は、内部溢水対策、あるいは機器の一部について個別的・局所的な対策をいうにとどまるもの等であって、津波対策として水密化が有力であったとの事実を認めるに足りない。

かえって、津波工学の創始者としてこれを発展させ、土木学会原子力土木委員会津波評価部会主査等を歴任した東北大学名誉教授の首藤伸夫は、平成14年に津波評価技術が作成された当時、想定津波を超えた津波対策として水密化をするといっても、工学的知見において、どこをどのような計算で水密化すればよいか確実な答えはなく、平成23年3月11日に本件地震に伴う本件津波が発生するまでに、水密化の前提となる津波の波力と砂移動の計算手法の確立にも、想定津波を超える津波の危険性を示す手法としての確率論的アプローチによる津波ハザードリスクの計算手法の確立にも至っていなかったとしており（乙B45）、前記イで指摘した今村文彦及び岡本孝司もこれに沿う旨の意見を述べていて（乙B198、C1）、これらはいずれも採用することができる。そうすると、これら意見に反する、前記ア②の主張は採用することができない。

エ 以上の次第で、前記(1)キのとおりに認定した。

(3) 電気事業法39条1項及び2項に基づく技術基準の制定権限を踏まえた、同法40条に基づく技術基準適合命令の発令権限（以下、単に「電気事業法40条に基づく規制権限」という。）の不行使について

5 ア 判断枠組み

国又は公共団体の公務員による権限不行使は、その権限を定めた法令の趣旨、目的や、その権限の性質等に照らし、具体的事情の下において、その不行使が許容される限度を逸脱して著しく合理性を欠くと認められるときは、その不行使により被害を受けた者との関係において、国賠法
10 1条1項の適用上違法となるものと解するのが相当である（最高裁平成16年4月27日判決、令和3年5月17日判決）。そして、国又は公共団体が、上記公務員が規制権限を行使しなかったことを理由として同項に基づく損害賠償責任を負うというためには、上記公務員が規制権限を行使していれば上記の者が被害を受けることはなかったであろうとい
15 う関係が認められなければならない。

イ 本件へのあてはめ

(ア) 前記認定事実によれば、本件事故以前の我が国における原子炉施設の津波対策は、津波により、安全設備等が設置された原子炉施設の敷地が浸水することが想定される場合、防潮堤等を設置することにより上記敷
20 地への海水の浸入を防止することを基本とするものであった。したがって、経済産業大臣が、長期評価を前提に、電気事業法40条に基づく規制権限を行使して、津波による福島第一原発の事故を防ぐための適切な措置を講じることを一審被告東電に義務付けていた場合には、長期評価に基づいて想定される最大の津波が福島第一原発に到来しても本件敷地
25 への海水の浸入を防ぐことができるように設計された防潮堤等を設置するという措置が講じられた蓋然性が高いといえることができる。そして、

平成20年試算は、長期評価が今後同様の地震が発生する可能性があるとする明治三陸地震の断層モデルを福島県沖等の日本海溝寄りの領域に設定した上、津波評価技術が示す設計津波水位の評価方法に従って、上記断層モデルの諸条件を合理的と考えられる範囲内で変化させた数値計算を多数回実施し、本件敷地の海に面した東側及び南東側の前面における波の高さが最も高くなる津波を試算したものであり、安全性に十分配慮して余裕を持たせ、当時考えられる最悪の事態に対応したものであるとして、合理性を有するものであったといえる。

そうすると、経済産業大臣が上記の規制権限を行使していた場合には、本件試算津波と同じ規模の津波による本件敷地の浸水を防ぐことができるように設計された防潮堤等を設置するという措置が講じられた蓋然性が高いといえることができる。

他方、本件事故以前において、津波により、安全設備等が設置された原子炉施設の敷地が浸水することが想定される場合に、想定される津波による上記敷地の浸水を防ぐことができるように設計された防潮堤等を設置するという措置を講ずるだけでは対策として不十分であるとの考え方が有力であったことはうかがわれず、その他、本件事故以前の知見の下において、上記措置が原子炉施設の津波対策として不十分なものであったと解すべき事情はうかがわれない。したがって、本件事故以前に経済産業大臣が上記の規制権限を行使していた場合に、本件試算津波と同じ規模の津波による本件敷地の浸水を防ぐことができるように設計された防潮堤等を設置するという措置に加えて他の対策が講じられた蓋然性があるとか、そのような対策が講じられなければならなかったということとはできない。

(イ) ところが、長期評価が今後発生する可能性があるとした地震の規模は、M t 8. 2前後であったのに対し、本件地震の規模は、M t 9. 1であ

り、本件地震は、長期評価に基づいて想定される地震よりもはるかに規模が大きいものであった。また、本件試算津波による主要建屋付近の浸水深は、約2.6m又はそれ以下とされたのに対し、本件津波による主要建屋付近の浸水深は、最大で約5.5mに及んでいる。そして、本件
5 試算津波の高さは、本件敷地の南東側前面において本件敷地の高さを超えていたものの、東側前面においては本件敷地の高さを超えることはなく、本件試算津波と同じ規模の津波が福島第一原発に到来しても、本件敷地の東側から海水が本件敷地に浸入することは想定されていなかったが、現実には、本件津波の到来に伴い、本件敷地の南東側のみならず東
10 側からも大量の海水が本件敷地に浸入している。

これらの事情に照らすと、本件試算津波と同じ規模の津波による本件敷地の浸水を防ぐことができるものとして設計される防潮堤等は、本件敷地の南東側からの海水の浸入を防ぐことに主眼を置いたものになる可能性が高く、一定の裕度を有するように設計されるであろうことを考慮
15 しても、本件津波の到来に伴って大量の海水が本件敷地に浸入することを防ぐことができるものにはならなかった可能性が高いといわざるを得ない。

(ウ) 以上によれば、仮に、経済産業大臣が、長期評価を前提に、電気事業法40条に基づく規制権限を行使して、津波による福島第一原発の事故
20 を防ぐための適切な措置を講じることを一審被告東電に義務付け、一審被告東電がその義務を履行していたとしても、本件津波の到来に伴って大量の海水が本件敷地に浸入することは避けられなかった可能性が高く、その大量の海水が主要建屋の中に浸入し、本件非常用電源設備が浸水によりその機能を失うなどして本件各原子炉施設が電源喪失の事態に陥り、
25 本件事故と同様の事故が発生するに至っていた可能性が相当にあるといわざるを得ない。

そうすると、経済産業大臣が上記の規制権限を行使していれば本件事
故又はこれと同様の事故が発生しなかったであろうという関係を認める
ことはできないことになる。

5 (エ) したがって、一審被告国が、経済産業大臣が電気事業法40条に基
づく規制権限を行使して津波による福島第一原発の事故を防ぐための適
切な措置を講ずることを一審被告東電に義務付けなかったことを理由と
して、控訴提起一審原告らに対し、国賠法1条1項に基づく損害賠償責
任を負うということとはできない。

ウ 控訴提起一審原告らの主張について

10 (ア) 以上の認定判示に対し、控訴提起一審原告らは、経済産業大臣が電気
事業法40条に基づく規制権限を行使していれば「部屋の水密化」及び
「建屋の水密化」が講じられた蓋然性があり、これによって本件事故を
回避できたと主張する。

15 しかし、本件事故以前の段階で、国内において、水密化が原発におけ
る有力な津波対策であったとの事実が認められないのは、前記(2)に認
定判示のとおりである。電気事業法40条に基づく規制権限が行使され
たからといって、水密化が講じられた蓋然性は認められない。控訴提起
一審原告らの上記主張は、採用することができない。

20 なお、控訴提起一審原告らは、水密化は一例であって、それ以外の措
置が講じられることによって本件事故の発生を回避できた蓋然性がある
とも主張するが、その内容は明確でない上に、本件事故以前の津波対策
の基本はドライサイトコンセプト及びその維持であったことからすれば、
その他の措置が講じられた蓋然性も認められない。控訴提起一審原告ら
の上記主張は、採用することができない。

25 (イ) 控訴提起一審原告らは、地元自治体との関係から福島第一原発を停止
せざるを得なかったのであるから本件事故を回避できたと主張し、双葉

町長であった井戸川克隆は、一審被告東電から海拔15.7mという津波の試算を知らされていれば、「東京電力株式会社福島第一原子力発電所周辺地域の安全確保に関する協定書」に基づいて、原発の運転を止めていたと陳述する（甲C88）。

5 しかし、本件は、経済産業大臣の規制権限不行使の違法性が問われており、検討されるべきは規制権限が行使されていれば結果を回避できたか否かという点である。そもそも上記協定書に基づき運転を止められる場合に該当するのか疑問がある上、町長による運転停止は一審被告東電との間での問題であって、経済産業大臣の規制権限行使とは直接に関係
10 しない。そうすると、上記協定書に基づく運転停止の可否は、本件における結果回避可能性の判断を左右しない。控訴提起一審原告らの上記主張は採用することができない。

(4) 電気事業法40条に基づく一時停止命令の発令権限の不行使について

ア 控訴提起一審原告らは、経済産業大臣が電気事業法40条に基づく技術
15 基準適合命令を発出した際には、例外なく同法39条1項の技術基準適合を確認するまで、当該施設の使用の一時停止命令を発令していたことから、経済産業大臣が一時停止命令を発令しなかったことが国賠法1条1項の適用上違法であると主張する。

イ しかし、前記判示のとおり、技術基準適合命令を発令しなかったことは
20 国賠法上違法とは認められないから、控訴提起一審原告らの上記主張は前提を欠いている。

ウ また、本件における予見可能性の程度やその他の事情を考慮すれば、一時停止命令を発令しなかったことを国賠法上違法と認めることはできない。

 すなわち、長期評価については、これを公表した地震調査委員会の設置
25 根拠や委員の構成からすれば、地震活動に関する科学的専門的知見に裏付けられたものといえるから、一定の信用性を認めるのが相当である。

そして、平成14年2月には原子力発電所の設計津波水位の評価方法を示した津波評価技術が作成されたこと、一審被告東電は、同年3月、津波評価技術に基づく津波評価を実施し、平成14年試算を得ていたこと、
5 年試算と同様に津波評価技術に基づいて計算されたこと、以上の事情からすれば、一審被告国は、遅くとも平成14年末頃までには、長期評価を踏まえて津波評価技術が示す評価方法に従って、平成20年試算と同様の計算結果を得られたと推認することができる。そうすると、一審被告国は、遅くとも平成14年末頃までには、本件試算津波と同規模の津波
10 の到来を予見できたといえる。

他方において、長期評価は、本件領域で約400年間に3回の津波地震が発生しているとして津波地震の発生可能性を推定するものであるが、このうち2つの地震の発生機序や震源域について種々の意見が示されていたこと（甲B10、乙B14、B50、B63、B64、B124、
15 B125、B152、B223）、推進本部は、長期評価の公表に当たり、データとして用いる過去の地震に関する資料が十分でないこと等による限界があるために、地震発生確率や予想される次の地震の規模の数値には誤差を含んでおり、十分留意する必要がある旨を指摘していること（甲B10）、以上の事実からすれば、長期評価の信用性は肯定され
20 るとしても、その程度には一定の限界があったというべきである。そして、その他に予見可能性を高める知見等は認められないことも考量すると、本件試算津波と同規模の津波の到来を予見できるとしても、予見の程度は低いというのが相当である（貞観津波の知見については、平成20年当時において、断層モデルはすべて明らかになっておらず、さらなる調査を要するとされ（佐竹論文。甲B66、乙B27）、その後の研究によっても、本件地震発生当時、その断層モデルは定まっていなかつ
25

た。そして、貞観地震によって福島県沿岸にどの程度の津波が来襲したか、地震波源がどこまでの広がりを持つものであったかは明確でなかったこと（乙B51）からすれば、同知見により予見可能性を基礎づけることはできない。控訴提起一審原告らはその他にも種々の主張をするが、
5 それらをもってしても予見可能性を認めるに足りない。）。

これに加えて、原子炉設置許可処分は高度に専門的な知見に基づきなされたものであって、その取消しが事後的な事情に基づきなされるとしても、経済産業大臣に広範な裁量が認められると考えられること、長期評価によると、本件領域内におけるM8クラスのプレート間大地震（津波
10 地震）の発生確率は、今後30年以内で20%程度、今後50年以内で30%程度と推定されているのに対し、原子力発電の一時停止（一時と
いても、その期間がどれくらいに及ぶのか確定しがたかったと認められる。）により生じ得る様々かつ重大な弊害・混乱も予想され、それを
命じなければならないほどに津波の到来が切迫しているとはいえなかつ
15 たこと、より限定的というべき技術基準適合命令の発令権限の不行使であつても国賠法1条1項の適用上違法とは認められないのであるから、
それよりも強力な一時停止命令の発令権限の不行使についてはなおさら
であること、以上の事情からすれば、経済産業大臣が一時停止命令の発
令権限を行使しなかったことが、許容される限度を逸脱して著しく合理
20 性を欠くとまでは認められない。

エ したがって、電気事業法40条に基づく一時停止命令の発令権限の不行使は、国賠法1条1項の適用上違法とはいえない。控訴提起一審原告らの前記主張は採用することができない。

(5) 炉規法23条に基づく原子炉設置許可処分の自庁取消権限の不行使につい
25 て

前記(4)ウの判示と同様の理由により、経済産業大臣が原子炉設置許可処

分を取り消すとの権限を行使しなかったことが、許容される限度を逸脱して著しく合理性を欠くとまでは認められない。その不行使は、国賠法1条1項の適用上違法とはいえない。控訴提起一審原告らの主張は採用することができない。

5 (6) 炉規法29条2項に基づく技術基準の制定権限又は同法35条1項に基づく保安措置制定権限を踏まえた、同法36条1項に基づく保安措置命令の発令権限の不行使について

ア 炉規法29条2項の技術上の基準に適合していないとして、同法36条1項に基づく保安措置命令を発令すべき権限を行使しなかったとの主張について
10

炉規法73条は、電気事業法及び同法に基づく命令の規定による検査を受けるべき原子炉であって実用発電用原子炉については、同法29条2項を適用しない旨を定める。福島第一原発の原子炉は実用発電用原子炉であるから、経済産業大臣は同法29条2項の技術上の基準に適合しないことを理由とする保安措置命令を発令することはできない。したがって、控訴
15 提起一審原告らの主張は採用することができない。

イ 炉規法35条1項に基づく保安措置制定権限を踏まえた同法36条1項に基づく保安措置命令を発令すべき権限を行使しなかったとの主張について

20 前記(3)と同様の理由により、保安措置命令の不行使は、国賠法1条1項の適用上違法とは認められない。控訴提起一審原告らの主張は採用することができない。

(7) シビアアクシデント対策にかかる規制権限の不行使について

平成4年に決定された原子力安全委員会「発電用軽水型原子炉施設におけるシビアアクシデント対策としてのアクシデントマネジメントについて
25 (決定)」(乙A28)によれば、本件事故以前のシビアアクシデント対策

は、各事業者の自主的取組と位置付けられており、本件事故当時、法令上のものではなかったと認められる。シビアアクシデント対策に関する規定が新設されたのは、本件事故後の平成24年の炉規法改正によるといえる。

そうすると、本件事故当時、シビアアクシデント対策について規制権限を行使する法令上の根拠はなく、その不行使が違法となることはないというべきである。控訴提起一審原告らの上記主張は、前提を欠いており、採用することはできない。

(8) 小括

以上の次第であるから、控訴提起一審原告らの一審被告国に対する請求はいずれも認められない。

3 損害

(1) 認定事実

前提事実に加えて、後記の証拠及び弁論の全趣旨により認められる事実は、次のとおりである。

ア 原災本部の設置

内閣総理大臣は、平成23年3月11日午後7時3分、原子力災害対策特別措置法（原災法）15条2項に基づき、福島第一原発について、原子力緊急事態宣言を発出した。

また、同法16条1項に基づき、内閣府に、内閣総理大臣を本部長とする原子力災害対策本部（原災本部）が設置された。

（以上につき、甲A1の1）

イ 原災本部による指示等

原災本部は、平成23年3月11日以降、福島県知事及び関係自治体の長に対し、福島第一原発からの距離に応じて、当該圏内の居住者等の避難や屋内退避を指示したり、立入禁止区域を設定したりした。把握した事故状況や得られた知見などを踏まえて、指示内容の変更や指定区域の

拡大をしたほか、事故後の経過に伴い、指定区域を解除するなどした。

これら検討に当たっては、国際放射線防護委員会（ICRP）が定めた緊急時被ばく状況における放射線量の基準値の最下限である年間20ミリシーベルトが指標とされた。

5 これとは別に、南相馬市の独自の判断で、本件事故直後、同市の一部地域の住民に一時避難が要請された。

（以上につき、甲A1の1、186、丙D共1、10、12、13、15から18、19の1～6、21）

ウ 安全性確認の公表等

10 原災本部は、平成23年12月26日、福島第一原発の原子炉の冷温停止状態の達成等により、事故そのものは収束に至り、発電所全体の安全性が総合的に確保されていると判断したこと、今後は適切な対策を講じることにより、安全性を確保し得ると確認したこと等を公表した。

併せて、避難指示等の区域の見直しについて具体的な検討を開始する環境が整ったとし、見直しに当たっては、子どもは放射線への感受性が強いことを考慮して、被ばく線量の一層の低減に向けた対策は子どもを優先するとした。

（以上につき、甲A186、丙D共21）

エ 新たな避難区域の設定

20 原災本部は、前記ウ以降、避難指示等の区域の見直しを順次進め、平成25年8月までに、新たに3つの避難区域（避難指示解除準備区域、居住制限区域、帰還困難区域）を定めた（甲A1の2、丙D共7）。

オ 中間指針等の策定

25 (ア) 原賠法18条1項に基づき、平成23年4月11日、文部科学省に原子力損害賠償紛争審査会（原賠審）が設置された。

原賠審は、同年8月5日、「東京電力株式会社福島第一、第二原子力

発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針」（丙D共1。中間指針）を策定した。

その後、第五次にわたって、上記指針の追補（丙D共3、5、7、221。以下、中間指針とこれら追補を併せて、「中間指針等」という。この限りで、原判決添付別紙1－3略語・用語一覧表の当該部分を訂正する。また、第五次分について、「中間指針第五次追補」という。）が示された。

(イ) 中間指針等は、原子力損害を賠償されるべき者について、避難等に関する場合を次のとおり定める。

a 避難指示等対象区域（政府及び南相馬市による避難指示等がなされた区域）に居住等しており、避難等を余儀なくされた者

ただし、前記エの区域の見直し等により、修正が施されている。

b 自主的避難等対象区域（避難指示等対象区域を除く福島市、郡山市、いわき市等23市町村）に生活の本拠があった者

(ウ) 一審原告らは、①自主的避難等対象区域に居住地があった28名、8世帯と、②避難指示等対象区域（見直し後のものも含む。）にも自主的避難等対象区域にも当たらない、区域外に居住地があった13名、6世帯である（一審原告10及び11は原告番号8の訴訟承継を兼ねる。）。(以上につき、前提事実(3)、丙D共1、3、5、7、9、221)

カ 避難者数

(ア) 自主的避難等対象区域である福島市、郡山市及びいわき市から自主的に避難した者の数は、平成23年3月15日時点で次のとおりであった。

福島市 3234人（同市の人口比1.1%）

郡山市 5068人（同市の人口比1.5%）

いわき市 1万5377人（同市の人口比4.5%）

(イ) 他方、福島市、郡山市及びいわき市が受け入れた避難者の数は、平成

23年3月15日時点で次のとおりであった。

福島市 1837人

郡山市 1956人

いわき市 1万5692人

5 (ウ) 本件事故当時の福島県の人口は約202万人、自主的避難等対象区域の人口は約150万人であった。

福島県全体での自主的避難者数の推計は、次のとおりであった。

平成23年3月15日 4万0256人

4月22日 2万2315人

10 9月22日 5万0327人

なお、本件事故直後を除き、福島県内の市町村別の内訳は不明である。

また、自主的避難者数には区域外からの避難者も含まれており、自主的避難等対象区域からの避難者数は上記よりも少ない。

(以上につき、乙D共52、丙D共96)

15 (2) 避難及び避難継続の相当性が認められる期間について

ア 考え方

20 一審被告東電が原賠法に基づいて賠償すべき損害（原子力損害）は、本件事故と相当因果関係のある損害でなければならない。一審原告らが主張する損害は、自主的避難に伴い生じた費用や慰謝料等であるから、これら損害について本件事故と相当因果関係を認めるためには、その自主的避難が社会通念上相当であること、または社会通念に照らし自主的避難がやむを得ないといえることを要すると解される。

イ 自主的避難等対象区域からの避難の場合

(ア) 避難の相当性について

25 避難指示等対象区域からの避難とは異なり、政府の避難指示等によって避難等を余儀なくされたものではない。自らの意思に基づく避難であ

り、直ちに相当であったということとはできない。

他方、本件事故は放射性物質の大量放出（前記2(1)カ(イ)）という甚大な被害を生じさせたものである。本件事故後の避難指示等の区域は変更拡大するなどしており（前記(1)イ）、放射性物質の拡散状況及びその将来予測についての確たる情報もなかった状況が続く中では、住民が放射性物質による汚染への不安を募らせ、これを回避しようとするのが合理的な行動でないということとはできず、政府の避難指示等がないからといって、その避難が当然に社会通念上相当でないということもできない。

そして、自主的避難等対象区域は、避難指示等対象区域に隣接するなどしており（丙D共95）、福島第一原発と比較的近い距離にあったといえること、その評価は別として、本件事故直後に、福島市、郡山市及びいわき市では人口比1%から4%に当たる者が自主的に避難していること（前記(1)カ(ア)）、中間指針等は、自主的避難等対象区域に生活の本拠があった者について、原子力損害を賠償すべきとしていること（前記(1)オ(イ)）、以上の事実からすれば、自主的避難等対象区域からの避難は、前記のような状況が解消されるまでは、社会通念上相当と認められる。

(イ) 避難及び避難継続の相当性が認められる期間について

a 成人について

原災本部は平成23年12月26日に本件事故そのものの収束と、福島第一原発の安全性確認を公表しているから（前記(1)ウ）、社会通念上、同時期以降にさらなる避難を続けることは相当とはいえない。また、これが公表された頃には、避難者も上記事実を認識できたといえることができる。したがって、避難及び避難継続の相当性が認められる期間は、上記公表がなされた日が属する月の末日（同月31日）ま

でとするのが相当である。

b 妊婦又は18歳以下の子若しくは胎児であった者について

ただし、上記公表では、避難指示等の区域の見直しに当たり、子どもの放射線への感受性の強さを考慮すべきであるとしている。そこで、
5 本件事故当時に妊婦又は18歳以下の子若しくは胎児であった者については、その趣旨に照らして上記期間を延長し、平成24年8月末日までとするのが相当である。

(なお、以下では、別表も含め、自主的避難等対象者の避難及び避難継続の相当性が認められる期間(上記認定のとおり、その終期は平成
10 23年12月31日まで。ただし、本件事故当時に妊婦又は18歳以下の子若しくは胎児であった者については、平成24年8月末日まで。)を、「避難相当期間」という。)

c 一審原告37、39、40について

平成24年1月以降にした避難は、前記aのとおり、避難相当期間
15 後であるから、同一審原告ら自身については相当性を認めることができない(同期間後の避難であることは、甲D37の1、39の1により認定)。しかし、上記説示のとおり、18歳以下の子がおり、それらはいまだ避難相当期間内であるから、一審原告37、39及び40が18歳以下の子らの避難のために支出した合理的な費用は、18歳
20 以下の子らの避難に必要なものであって、相当因果関係を認めるのが相当である。

ウ 区域外からの避難の場合

区域外は多数地点に及んでいるし、福島第一原発からも離れており、自主的避難等対象区域の場合と同様に論じることはできない。その避難が
25 社会通念に照らしやむを得ないといえるかとの観点から、相当性の有無について個別に判断されるべきものといえる。

そこで、検討すると、別紙区域外からの避難者の避難相当性についての判断のとおり、本件における区域外からの避難者全員について、いずれもその避難がやむを得ないものとはいえず、相当な避難であるとは認められない。

5 (3) 財産的損害の考え方について

領収証等の客観的な証拠により認定されるべきであるが、本件事故による被害の甚大さからすれば、避難に当たって取得が困難であったり、それを紛失したりすることは十分に考えられるから、立証ができない負担を避難者に負わせるのは相当でない。そこで、客観的証拠がない場合であっても、避難
10 に伴い通常生じるべき費用等については、民訴法248条の趣旨に照らし、合理的な範囲で損害と認めるのが相当である。

ただし、一審原告らが主張する避難雑費はその実態が明らかでなく、損害として認めることはできない。

(4) 慰謝料について

15 自主的避難等対象区域からの避難の相当性が認められるのは、前記(2)イに判示のとおりであり、そこで考慮されるべき事情や期間等を総合すれば、同区域から避難した者について認められる慰謝料は、25万円とするのが相当である。

もっとも、18歳以下の子は、放射線への感受性等を考慮して、75万円
20 とするのが相当である。なお、一審原告45は、本件事故当時18歳であったが、平成24年1月1日当時19歳であったことを考慮し（甲D44の1）、慰謝料は50万円とするのが相当である。

なお、避難の開始が避難相当期間内であれば、その時期を問わず、上記のとおり
の慰謝料額が認められると解する。

25 (5) 自主的避難等対象区域から避難した一審原告らについて

同一審原告らに認められる損害は、別紙損害一覧表1、5、6、7、10、

1 1、13及び14の「当裁判所の認定」欄のとおりである。

その理由は、前記(2)から(4)に加えて、上記一覧表「理由」欄のとおりである。

(6) 区域外から避難した一審原告らについて

5 前記(2)ウのとおり、避難の相当性が認められないから、本件事故と相当因果関係のある損害は認められない。

(7) 一審原告らの主張について

ア 避難の相当性

10 (ア) 一審原告らは、主位的に、本件事故に由来する放射性物質によってわずかでも被ばくする可能性があれば、それを避けるために避難することは当然であるとして、無条件に、本件事故と避難との間に相当因果関係が認められると主張する。その根拠として、低線量被ばくが健康に与える影響はしきい値ないし直線モデル(LNTモデル)に従うことが科学的に裏付けられており、たとえどんなに微量・短期間でも、放射線にばく露すれば、ばく露していない人に比べて、生命・身体の安全あるいは健康が侵害される可能性が高まることや、内部被ばくは外部被ばくに比べてより危険性が高いことを指摘する。

20 しかし、一審被告東電が賠償すべき損害は、「核燃料物質の原子核分裂の過程の作用又は核燃料物質等の放射線の作用若しくは毒性的作用(これらを摂取し、又は吸入することにより人体に中毒及びその続発症を及ぼすものをいう。)により生じた損害」(原賠法2条2項)であり、一審被告東電が賠償責任を負うのは、原子炉の運転等により原子力損害を「与えたとき」であって(同法3条1項)、抽象的な危険や可能性にとどまるものでも全て対象になっているとは解されない。

25 次に、内閣官房に設置された低線量被ばくのリスク管理に関するワーキンググループは、平成23年12月の報告書でLNTモデルを採用し

たものの、科学的真実として受け入れたのではなく、科学的な不確かさを補う観点から採用したにとどめている（丙D共33）。なお、内部被ばくと外部被ばくでは、同じ被ばく線量であればリスクは同じと考えられるとの知見も示されている（丙D共33、128）。

5 このように、一審原告らの主張の前提と相容れないか、必ずしも整合しない、一定の信頼性のある見解が示されている。なお、仮にLNTモデルを採用するとしても、被ばく線量が低ければ、それだけ健康に与える影響は小さくなるというべきであるから、その程度を検討評価すべきである。

10 この点、原子放射線の影響に関する国連科学委員会（UNSCEAR）は、2013年（平成25年）の報告書において、公衆の健康影響について、避難者及び避難区域以外で本件事故の影響を受けた地域の集団の最初の1年間における平均実効線量は、成人で約1から10ミリシーベルト、1歳児でその約2倍になると推定され、この程度での線量でもがんのリスクがわずかに上昇することが示唆されるが、一般的な集団における事故の放射線被ばくによる疾患発生率の全体的な上昇は、日本人の基準生涯リスクに対して検出するには小さすぎるとし（丙D共81）、
15 さらに2020年（令和2年）報告書では、被ばく線量についての新しい知見が相当数明らかとなり、線量評価を確認し見直したところ、公衆の線量は2013年の報告書と比較して減少又は同程度であって、よっ
20 て、放射線被ばくが直接の原因となるような将来的な健康影響は見られそうにないとみなしている（丙D共212）。

 このように、本件事故による被ばくが健康に悪影響を与える可能性が
25 なさそうであるとみられるか、他のリスクを考慮すると検出できないほど小さいのに、およそわずかでも被ばくの可能性があるれば避難の相当性を認めることは、抽象的な危険や可能性の発生をもって賠償責任を認め

ることになり、前記の原賠法の予定しないところといわざるを得ない。

したがって、一審原告らの上記主張は、採用することはできない。

(イ) 一審原告らは、予備的に、避難の相当性を要するとしても、通常一般人が認識していた事情を基礎とすると、被ばくによる健康被害を可能な限り避けるべきであるという判断の下、より遠隔地に避難したことは社会的に相当であると主張する。

自主的避難等対象区域からの自主的避難者について、一定の期間内、避難の相当性が認められるのは、前記判示のとおりである。

これに対し、区域外からの自主的避難者については、別紙区域外からの避難者の避難相当性についての判断で認定のとおり、福島第一原発との距離、放射線量及び当該市区からの避難状況、特に、ほとんどの住民が避難することなく引き続き当該市区内での生活を継続したとの事実からすれば、一審原告らの主張を踏まえたとしても、一般人の感覚からすれば避難がやむを得なかったということとはできず、避難の相当性は認められない。一審原告らの上記主張は採用することができない。

イ 被害の同一・同質性

(ア) 一審原告らは、自主的避難者が受けた被害について、指示等により避難した者と同一・同質であると主張する。

しかし、避難指示等対象区域と自主的避難等対象区域とでは、前者が本件事故の発生現場からの距離や、現に線量が高いこと等から避難の必要性があるとされた点や、後者は避難の相当性があるとしても、避難しない選択をする余地もあったという点で決定的な差があり、これを損害賠償額の算定に当たって考慮するのはやむを得ない。そのような差異は、避難による精神的苦痛その他損害の損害額の算定において考慮されるべきものであって、指示等による避難者と同一・同質とすることはできない。一審原告らの上記主張は採用することができない。

なお、本件では、区域外から自主的避難した一審原告らには避難の相当性が認められず、本件事故と相当因果関係のある損害それ自体が認められないのであるから、被害の同一・同質性は問題とならない。

5 (イ) 一審原告41及び42を除く一審原告らは、令和7年5月22日の当
審第11回口頭弁論期日において、前記(ア)に関して、「国内避難民の
人権に関する特別報告者セシリア・ヒメネス・ダマリーによる調査報告
書」（甲D共212の1）に基づいて主張し、書証としてこれを提出す
る。

10 しかし、上記報告書は令和5年5月24日にはすでに入手可能となっ
ており、一審原告41及び42を除く一審原告らがこれを訴訟資料とす
るか否か検討する機会は十分に与えられていたと認められる。そうであ
るのに、上記報告書に基づく主張は2年ほどが経過してはじめてなされ
ており、主張立証が時機に後れたことについて、同一審原告らに故意又
は重過失があったと認められる。

15 また、一審被告東電が上記報告書の信用性を含め反論をするとすると、
相応の時間を要すると解され、訴訟の完結を遅延させることになると認
められる。

したがって、上記主張立証は、時機に後れた攻撃防御方法であり（民
訴法297条、157条1項）、却下を免れない。

20 ウ コミュニティ侵害

一審原告らは、本件事故によって、それまで形成・維持されてきた各人
の中核的なコミュニティを喪失し精神的損害を受けたと主張して、慰謝
料を請求する。そこで、一審原告らのうち、避難相当性が認められる福
島市、郡山市及びいわき市から避難した28名について検討する。

25 まず、この住民のコミュニティの基礎となる地域において、居住するこ
とはもちろん可能である。そして、それを形作るもっとも重要かつ基本

となる要素の一つは人であり、上記3市での本件事故直後の自主的避難者数は人口比1.1%から4.5%である（前記(1)カ(ア)）。いわき市は、3市の中で最も自主的避難者数の割合が多いが、いわき市から避難した者よりも、同市へと避難してきた者の方が多く（前記(1)カ(イ)）、人口の増減だけを見ると、本件事故前後を通じて大差ない。その後の市町村別の自主的避難者数の推移は不明であるが、県全体の推移と同様の傾向であったとしたとすると（半年後の自主的避難者数は本件事故直後の約1.25倍。前記(1)カ(ウ)）、上記3市では大多数の住民が本件事故後も引き続き従前の住所地にとどまり生活を送っていたと推認することができる（同推認を覆すに足る証拠はない。）。そうすると、総体的にあって、コミュニティが喪失されたと認めることはできない。また、これを局所的に見て、一審原告らの所属していた、より小規模のコミュニティ（（地方自治体でない）町等）と解したとしても、本件事故により恒久的に転出した構成員がいたか否か及びその数は不明である。さらに、一審原告らのように避難した者とそうしなかった者の間に心理的離隔が生じたとしても、それが、一審原告らが帰郷した場合でもおよそ解消不可能なものとも認められない。その他に、上記判示（人口減少率の程度）を踏まえてもなおコミュニティの喪失をいうべき事情は認められない。

一審原告らの上記主張は、前提を欠いており、採用することができない。

エ 慰謝料増額事由

一審原告らは、一審被告東電が、平成14年に長期評価が公表されながらこれを踏まえた津波浸水高の予測計算を怠り、平成20年に長期評価を踏まえた平成20年試算を得ながら対策を先送りにし続けたのであるから、故意に匹敵する重大な過失が認められるとして、慰謝料は増額されなければならないと主張する。

まず、一審被告東電は無過失責任を負うものであり、その過失の有無について基本的に判断する必要はないものの、慰謝料額算定の一事情として検討すると、本件津波は平成20年試算で得られた本件試算津波を大きく凌駕する規模であったこと、本件事故以前に水密化が有力な津波対策であったとまでは認められないこと、以上の事実からすれば、仮に一審被告東電の過失を想定するとしても、重過失と評価すべき事情があったということはできない。慰謝料増額を認めるべき前提を欠くものであり、一審原告らの上記主張は採用することができない。

(8) 一審被告東電の主張について

一審被告東電は、慰謝料について、中間指針等に基づく賠償水準を超えることを具体的に主張立証しない限り、その精神的損害が中間指針等の定める賠償額を超えることはないと主張する。

しかし、中間指針等は裁判規範ではないのであるから、慰謝料額の算定に当たって、これを参考にするとしても、裁判所がこれに拘束されることはなく、本件で現れた一切の事情を考慮できることは当然である。一審被告東電の上記主張は採用することができない。

4 弁済の抗弁

(1) 認定額について

自主的避難等対象区域から避難した一審原告らについて、別紙損害一覧表1、5、6、7、10、11、13及び14の「当裁判所の認定」欄のとおり、一審被告東電が弁済した事実が認められる。

その理由は、上記一覧表の「理由」欄のとおりである。

(2) 世帯内の融通について

ア 一審被告東電は、同一世帯内では、名目上、各人に対する既払金であっても、世帯の構成員全員の損害に填補されるべきであると主張する。

しかし、弁済は特定の債務（特定の一審原告個人と一審被告東電との間

の損害賠償債務)につきなされるものである。例外的に世帯内での融通を認めるといふのであれば、当該弁済が、他の一審原告と一審被告東電との間の債務の弁済となることについて特別の合意をするなど特段の事情を要すると解されるが、一件記録上、これを認めるに足りる証拠はない。したがって、一審被告東電の上記主張は採用することができない。

イ ただし、世帯17については、別の考慮を要すると考えられる。一審原告43の勤務先は避難指示等対象区域にあり(甲D44の1)、一審被告東電は、一審原告43に対し、次のとおりの支払をしたことが認められる(丙D共240)。この支払により賄われる結果、世帯17の各一審原告らに損害が生じたことの一部立証がないことに帰する場合がありますと考えられる。

家族間移動費用 36万8000円

家財・物品購入費用 7万6500円

(3) 充当関係

ア 原則として、支払われた賠償金は、費目を問わずに充当するのが相当である。

ただし、一審被告東電がADR手続での和解契約書に従って費目を限定する趣旨で支払われたと認められる場合には、当事者間において、当該費目のみに充当するとの合意があったと認められるから、余剰が生じても他の費目には充当しない。

イ 自主的避難等対象区域から避難した一審原告らの請求権には遅延損害金が発生しているが、一審被告東電が直接請求又はADR手続で賠償金を支払う際には遅延損害金は考慮されていないと考えられ(丙D共240)、当事者間では、一審被告東電の既払金はまず元本から充当するとの合意があったと認められる。したがって、元本から充当する。

(4) 個別の判断(最終的な認容額の算定を含む。)

別紙損害一覧表 1、5、6、7、10、11、13及び14の一審原告らについて、弁済の抗弁を認めるべき者にはこれを充当したうえで、残金がある者には「弁護士費用」欄のとおり認められるべき弁護士費用を加算すると、「認容額」欄に記載のある一審原告らについて、その限りで請求が一部認められる。

他方、別紙損害一覧表 1、5、6、7、10、11、13及び14のうち「認容額」欄に「0円」とされている一審原告らの一審被告東電に対する請求と、区域外から避難した一審原告らの一審被告東電に対する請求は、いずれも認められない。

10 5 結論

よって、控訴提起一審原告らの一審被告国に対する控訴はいずれも理由がない。

一審原告 44の一審被告東電に対する控訴は一部理由があるが、その余の控訴提起一審原告らの一審被告東電に対する控訴はいずれも理由がない。

15 一審被告東電の一審原告 37、39及び40に対する控訴はいずれも全部理由があり、一審原告 21、22及び48に対する控訴はいずれも一部理由があり、その余の控訴はいずれも理由がない。

一審原告 13の附帯控訴は一部理由があり、一審原告 15及び16の附帯控訴はいずれも理由がない。

20 仮執行免脱宣言は相当でないので付さない。

福岡高等裁判所第1民事部

裁判官

古川大吾

5

裁判官

高山 慎

別紙 損害一覧表1
世帯1（一審原告1から5）

費目	各当事者	主張額	当裁判所の認定	理由
【請求原因】				
避難交通費	一審原告1	4万4000円	9万0790円	原判決228頁2行目から20行目まで、及び237頁2行目から238頁4行目までを引用する。 ただし、原判決237頁10行目「上、原告番号1が」から12行目「いい難い」までを削除し、17行目「第5部第2章第3の1(1)ウに基づき」を「原判決228頁2行目から20行目までにに基づき」に改める。
		10万5000円		
		7000円	0円	なお、引用部分の事実は、甲D1の1、1の3、1の4、一審原告1によって、認定した。
一時帰宅費用	一審原告1	58万4000円	16万5580円	原判決228頁2行目から20行目まで、及び238頁6行目から239頁7行目までを引用する。 ただし、原判決238頁6行目「上記認定事実のとおり」を削除し、16行目から23行目までを「上記②については、一審原告1が高齢の父親から懇請されてその教会を継ぐこととなったため、いわき市の教会を後任者に引継がせることを主たる目的となされたものと認められるから、本件事故と相当因果関係が認められない。」に改める。 なお、引用部分の事実は、甲D1の1、1の3、1の4、丙D1の3の1・2、一審原告1によって、認定した。
	一審原告2	19万4000円	0円	
	一審原告3	20万4000円	0円	
引越費用	一審原告1	20万0025円	10万円	原判決239頁9行目から16行目までを引用し、同行末尾を改行して、「そして、これら損害は一審原告1につき生じたものと認められる（甲D1の2の3）。」を加える。 なお、引用部分の事実は、甲D1の2の3によって、認定した。
家財道具購入費用	一審原告1	15万円	15万円	原判決239頁18行目から24行目までを引用し、同行末尾を改行して、「そして、これら損害は一審原告1につき生じたものと認められる（甲D1の2の3）。」を加える。 なお、引用部分の事実は、一審原告1によって、認定した。
生活費増加分	一審原告1	191万5000円	0円	一審原告1はリフォーム費用として左記のとおり損害を主張するが、避難相当期間経過後の移転に要した費用であり（甲D1の4、1の6の1～5）、本件事故と相当因果関係が認められない。
避難雑費	一審原告1から5	各87万円	0円	判決書本文に判示のとおりである。
就労不能損害	一審原告1	18万1159円	0円	平成23年4月28日までは就業していた結婚式場が本件地震によって損傷してその事業ができなくなったと認められ（丙D1の12、一審原告1）、本件事故を理由とする就業不能ではないから、相当因果関係が認められない。同月29日及び30日分について、一審原告1が就業する予定であったことの立証はない。
	一審原告2	105万円	0円	避難前後を通じた一審原告2の就業状況及び収入を認めるに足りる証拠がない。
避難慰謝料	一審原告1	3045万円	25万円	判決書本文に判示のとおりである。
	一審原告2	3045万円	25万円	
	一審原告3	3045万円	75万円	
	一審原告4	3045万円	75万円	
	一審原告5	3045万円	75万円	
コミュニティ侵害慰謝料	一審原告1から5	各1000万円	0円	判決書本文に判示のとおりである。
弁護士費用	一審原告1	30万円	6万3000円	認容額その他諸般の事情により認められる。
	一審原告2	30万円	1万3000円	
	一審原告3	30万円	3000円	
	一審原告4	30万円	3000円	
	一審原告5	30万円	3000円	
【抗弁】				
世帯への支払		合計250万円	—	判決書本文に判示のとおり、世帯内での融通は認められない。
(内訳)				
			4万円	一審被告東電が一審原告1に4万円を支払ったことが認められ（丙D共240）、判決書本文に判示のとおり、費目を問わず充当するのが相当である。
			4万円	一審被告東電が一審原告1に支払った4万円は、ADR手続において、精神的損害に対するものであることが確認された（丙D共240、D1の5）。この場合、判決書本文に判示のとおり、慰謝料に充当するのが相当である。

自主的避難等に係る損害	一審原告 1	12万円	4万円	一審被告東電が一審原告1に支払った4万円は、ADR手続において、生活費増加費用に対するものであることが確認された（丙D共240、D1の5）。ここにいう「生活費増加費用」とは、自主的な避難に伴い、自宅以外での生活をする事によって生じた費用をいうものと解される（丙D共188）。そうすると、一審原告1が引越費用及び家財道具購入費用として請求した損害は、その実質においてADR手続で確認された「生活費増加費用」に該当すると認められる。したがって、判決書本文に判示のとおり、4万円は、引越費用及び家財道具購入費用に充当するのが相当である。
	一審原告 2	12万円	12万円	一審被告東電が一審原告2に12万円を支払ったことが認められ（丙D共240）、判決書本文に判示のとおり、費目を問わず充当するのが相当である。
	一審原告 3	72万円	72万円	一審被告東電が一審原告3に72万円を支払ったことが認められ（丙D共240）、判決書本文に判示のとおり、費目を問わず充当するのが相当である。
	一審原告 4	72万円	72万円	一審被告東電が一審原告4に72万円を支払ったことが認められ（丙D共240）、判決書本文に判示のとおり、費目を問わず充当するのが相当である。
	一審原告 5	72万円	72万円	一審被告東電が一審原告5に72万円を支払ったことが認められ（丙D共240）、判決書本文に判示のとおり、費目を問わず充当するのが相当である。
営業損害	一審原告 1	10万円	—	一審被告東電がADR手続において一審原告1に営業損害として10万円を支払ったことが認められる（丙D1の5）。この場合、判決書本文に判示のとおり、他の費目には充当されないところ、上記判示のとおり一審原告1に就業不能による損害は認められず、この10万円については、上記認定のその他損害に充当することはできない。

	認容額
一審原告 1	69万9370円
一審原告 2	14万3000円
一審原告 3	3万3000円
一審原告 4	3万3000円
一審原告 5	3万3000円

別紙 損害一覧表 2

世帯 2 (一審原告 6 及び 7)

費目	各当事者	主張額
【請求原因】		
避難交通費	一審原告 6	3 万 7 0 0 0 円
	一審原告 7	3 万 7 0 0 0 円
一時帰宅費用	一審原告 6	1 8 万 6 5 8 0 円
		8 万 1 9 0 0 円
		4 6 万 1 8 3 0 円
	一審原告 7	3 9 万 3 3 7 0 円
		3 9 万 8 7 4 0 円
		1 1 万 9 1 9 0 円
引越費用	一審原告 6	4 4 万 2 5 0 0 円
家財道具購入費用	一審原告 6	3 2 万 6 0 0 0 円
生活費増加分	一審原告 6、7	合計 4 5 0 万 6 7 0 8 円
避難雑費	一審原告 6	9 8 万 9 8 5 0 円
	一審原告 7	8 7 万円
不動産売買契約解除による違約金	一審原告 7	4 5 7 万円
就労不能損害	一審原告 6	3 3 4 1 万 5 3 7 9 円
避難慰謝料	一審原告 6、7	各 3 0 4 5 万円
コミュニティ侵害慰謝料	一審原告 6、7	各 1 0 0 0 万円
弁護士費用	一審原告 6、7	各 3 0 万円

	認容額
一審原告 6	0 円
一審原告 7	0 円

別紙 損害一覧表 3

世帯 3 (一審原告 9 から 1 1)

*原告番号 8 は死亡により、一審原告 1 0、1 1 が相続した。

費目	各当事者	主張額
【請求原因】		
避難交通費	一審原告 9	1 2 万円
		2 2 万 5 0 0 0 円
		1 1 万 7 0 0 0 円
		2 4 万 7 5 0 0 円
一時帰宅費用	一審原告 9	1 2 万円
引越費用	一審原告 9	4 5 万円
家財道具購入費用	一審原告 9	5 7 万 9 6 3 0 円
生活費増加分	一審原告 9	1 7 万円
避難雑費	原告番号 8、 一審原告 9、1 1	各 8 7 万円
放射線検査費用	一審原告 9	4 万円
動産損害	一審原告 9	2 5 万円
就労不能損害	一審原告 9	3 1 2 万円
避難慰謝料	原告番号 8、 一審原告 9、1 1	各 3 0 4 5 万円
コミュニティ侵害慰謝料	原告番号 8、 一審原告 9 から 1 1	各 1 0 0 0 万円
弁護士費用	原告番号 8、 一審原告 9 から 1 1	各 3 0 万円

	認容額
一審原告 9	0 円
一審原告 1 0	0 円
一審原告 1 1	0 円

別紙 損害一覧表 4

世帯 4 (一審原告 1 2)

費目	各当事者	主張額
【請求原因】		
避難交通費	一審原告 1 2	4 万 5 0 0 0 円
引越費用	一審原告 1 2	1 5 万 2 1 4 0 円
家財道具購入費用	一審原告 1 2	1 5 万円
避難雑費	一審原告 1 2	7 9 万円
避難慰謝料	一審原告 1 2	2 7 6 5 万円
コミュニティ侵害慰謝料	一審原告 1 2	1 0 0 0 万円
弁護士費用	一審原告 1 2	3 0 万円

	認容額
一審原告 1 2	0 円

別紙 損害一覧表 5
世帯 5 (一審原告 13、15、16)

費目	各当事者	主張額	当裁判所の認定	理由
【請求原因】				
避難交通費等	一審原告 13	18万4000円	10万円	原判決228頁2行目から20行目まで、254頁23行目から255頁8行目まで、及び10行目から18行目までを引用する。ただし、原判決255頁2行目から3行目にかけての「第5部第2章第3の1(1)ウに基づき」を「原判決228頁2行目から20行目までに基づき」に改める。なお、引用部分の事実は、甲D13の1、13の3、13の4、原告番号14によって、認定した。
引越費用	一審原告 13	30万7970円	13万円	原判決255頁20行目から256頁3行目までを引用し、同行末尾を改行して、「そして、これら損害は一審原告13につき生じたものと認められる(甲D13の2の3)。」を加える。なお、引用部分の事実は、甲D13の1、原告番号14によって、認定した。
家財道具購入費用	一審原告 13	15万円	15万円	原判決256頁5行目から10行目までを引用し、同行末尾を改行して、「そして、これら損害は一審原告13につき生じたものと認められる(甲13の2の3)。」を加える。なお、引用部分の事実は、甲D13の1、原告番号14によって、認定した。
避難雑費	一審原告13、 15、16	各83万円	0円	判決書本文に判示のとおりである。
就労不能損害	一審原告 13	100万円	50万円	原判決256頁13行目から19行目までを引用する。
避難慰謝料	一審原告 13	2905万円	25万円	判決書本文に判示のとおりである。なお、一審原告16が出生したのは本件地震後の平成23年3月14日であり、本件事故の一部はすでに発生していたと認められるが(甲A1の1)、本件事故と近接しており、判決書本文のとおり慰謝料を認めるのが相当である。
	一審原告 15	2905万円	75万円	
	一審原告 16	2905万円	75万円	
コミュニティ侵害慰謝料	一審原告13、 15、16	各1000万円	0円	判決書本文に判示のとおりである。
弁護士費用	一審原告 13	30万円	9万3000円	認容額その他諸般の事情により認められる。
	一審原告 15	30万円	3000円	
	一審原告 16	30万円	3000円	
【抗弁】				
世帯への支払		合計228万円	—	判決書本文に判示のとおり、世帯内での融通は認められない。
(内訳)				
自主的避難等に係る損害	一審原告 13	12万円	12万円	一審被告東電が一審原告13に12万円を支払ったことが認められ(丙D共240)、判決書本文に判示のとおり、費目を問わず充当するのが相当である。
	一審原告 15	72万円	72万円	一審被告東電が一審原告15に72万円を支払ったことが認められ(丙D共240)、判決書本文に判示のとおり、費目を問わず充当するのが相当である。
	一審原告 16	72万円	72万円	一審被告東電が一審原告16に72万円を支払ったことが認められ(丙D共240)、判決書本文に判示のとおり、費目を問わず充当するのが相当である。
第5次追補に基づく追加分	一審原告 13	8万円	8万円	一審被告東電が一審原告13に中間指針第五次追補に基づき8万円を支払ったことが認められ(丙D共240、D13の1)、判決書本文に判示のとおり、費目を問わず充当するのが相当である。

	認容額
一審原告 13	102万3000円
一審原告 15	3万3000円
一審原告 16	3万3000円

別紙 損害一覧表6
世帯7（一審原告21、22）

費目	各当事者	主張額	当裁判所の認定	理由
【請求原因】				
避難交通費	一審原告22	10万4000円	0円	客観的証拠がないとしても、判決書本文に判示のとおり、避難に伴い通常生じるべき費用等については、民訴法248条の趣旨に照らし、合理的な範囲で損害と認めるのが相当である。一審被告東電は、一審原告21及び22に対し、ADR手続において、平成23年3月11日から同年5月31日までの避難交通費及び避難宿泊費として、合計29万4930円を支払ったことが認められる（丙D共240、D22の1）。この支払額を超えて、一審原告22が避難交通費を負担したことを認めるに足りる証拠はなく、上記支払額をもって、合理的な損害と認められる。したがって、ADR手続で支払済みである。
一時帰宅費用	一審原告22	40万8000円	0円	平成23年3月分20万8000円の請求は、一審原告21及び22が自宅に一時帰宅した際の費用であると認められる（甲D22の1、22の3）。前項認定の既払分29万4930円は、平成23年3月11日から同年5月31日までの避難交通費等であるから、上記一時帰宅費用もこれに含まれており、支払済みである。したがって、損害として認められない。 平成23年9月分10万円の請求は、自宅売却のための一時帰宅と認められる（甲D22の1、22の3、一審原告22）。本件事故により郡山市所在の自宅を売却することがやむを得ないとはいえず、本件事故と相当因果関係のある損害とは認められない。 その他9万6000円の請求は、いつのいかなる費用が明らかでないから、認められない。
移転交通費	一審原告22	40万円	8万円	原判決266頁20行目から267頁18行目までを引用し、同行末尾を改行して、「そして、これら損害は一審原告22につき生じたものと認められる（甲D22の2の3）。」を加える。 なお、引用部分の事実は、甲D22の1、一審原告22によって、認定した。
引越費用		17万9860円		
家財道具購入費用	一審原告22	100万円	0円	客観的証拠がないとしても、判決書本文に判示のとおり、避難に伴い通常生じるべき費用等については、民訴法248条の趣旨に照らし、合理的な範囲で損害と認めるのが相当である。一審被告東電は、一審原告21及び22に対し、ADR手続において、家財道具購入費用として、合計15万円を支払ったことが認められる（丙D22の2）。この支払額を超えて、一審原告22が家財道具購入費用を負担したことを認めるに足りる証拠はなく、上記支払額をもって、合理的な損害と認められる。したがって、ADR手続で支払済みである。
避難雑費	一審原告21、22	各87万円	0円	判決書本文に判示のとおりである。
動産損害	一審原告22	250万円	0円	一審原告22は、自宅売却に伴う費用として、左記損害を主張するが、前記のとおり、自宅売却がやむを得ないとはいえないから、本件事故と相当因果関係は認められない。
就労不能損害	一審原告21	831万6900円	4万6205円	一審原告21は、平成23年9月に自宅を売却するまでは、避難先に戻るかどうか決めかねており（甲D22の1、一審原告22）、これもやむを得ないから、自宅売却までの間、就労できなかったことによる損害は、本件事故と相当因果関係があると認められる。 就労時の基礎収入等について客観的証拠がないとしても、判決書本文に判示のとおり、避難に伴い通常生じるべき費用等については、民訴法248条の趣旨に照らし、合理的な範囲で損害と認めるのが相当であるが、一審被告東電は、一審原告21及び22に対し、ADR手続において、平成23年3月分から8月分までの就労不能損害を支払ったことが認められる（丙D22の1・2）。上記期間において、この支払額を超えて、一審原告21に就労不能損害が生じたことを認めるに足りる証拠はなく、上記支払額をもって、合理的な損害と認められる。 そうすると、同年9月1日から、自宅を売却した日の前日である同月10日まで（丙D22の7）の就労不能損害を認めるのが相当である。1か月当たりの損害額は13万8615円であるから（丙D22の2）、一審原告21に認められる損害は、その3分の1である4万6205円である。
	一審原告22	540万円	10万円	考え方は、一審原告21と同様である。 一審原告22の1か月当たりの損害額は30万円と認められるから（丙D22の2）、一審原告22に認められる損害は、その3分の1である10万円である。
避難慰謝料	一審原告21、22	各3045万円	各25万円	判決書本文に判示のとおりである。
コミュニティ侵害慰謝料	一審原告21、22	各1000万円	0円	判決書本文に判示のとおりである。
弁護士費用	一審原告21	30万円	2万1000円	認容額その他諸般の事情より認められる。
	一審原告22	30万円	3万5000円	
【抗弁】				
世帯への支払 (内訳)		合計279万8005円	—	判決書本文に判示のとおり、世帯内での融通は認められない。
		4万円	4万円	一審被告東電が一審原告21に4万円を支払ったことが認められ（丙D共240）、判決書本文に判示のとおり、費目を問わず充当するのが相当である。

自主的避難等に係る損害	一審原告 2 1	4 万円	4 万円	一審被告東電が一審原告 2 1 に支払った 4 万円は、ADR 手続において、精神的損害に対するものであることが確認された（丙 D 共 2 4 0、丙 D 2 2 の 1）。この場合、判決書本文に判示のとおり、慰謝料に充当するのが相当である。
	一審原告 2 2	4 万円	4 万円	一審被告東電が一審原告 2 2 に 4 万円を支払ったことが認められ（丙 D 共 2 4 0）、判決書本文に判示のとおり、費目を問わず充当するのが相当である。
		4 万円	4 万円	一審被告東電が一審原告 2 2 に支払った 4 万円は、ADR 手続において、精神的損害に対するものであることが確認された（丙 D 共 2 4 0、丙 D 2 2 の 1）。この場合、判決書本文に判示のとおり、慰謝料に充当するのが相当である。
				一審被告東電は、一審原告 2 1 及び 2 2 に対し、上記合計 1 6 万円のほかに、合計 2 6 3 万 8 0 0 5 円を支払ったことが認められるが（丙 D 共 2 4 0）、いずれも ADR 手続において、前記判示のとおり、各費目に対して支払われたものである（丙 D 2 2 の 1・2）。判決書本文に判示のとおり、仮に余剰があったとしても、他の費目に充当することは相当でない。

	認容額
一審原告 2 1	2 3 万 7 2 0 5 円
一審原告 2 2	3 8 万 5 0 0 0 円

別紙 損害一覧表7
世帯9（一審原告26から28）

費目	各当事者	主張額	当裁判所の認定	理由
【請求原因】				
避難交通費	一審原告26	2万2000円	6000円	<p>原判決277頁8行目から278頁14行目までを引用する。 ただし、原判決278頁3行目及び10行目の「第5部第2章第3の1第3の1(1)に基づいて算定した額」を「原判決228頁2行目から20行目までに基づいて算定した額」にそれぞれ改める。 また、原判決278頁14行目末尾を改行して、「そして、これら損害は一審原告26につき生じたものと認められる（甲D26の2の3）。」を加える。 なお、引用部分の事実のうち証拠の掲記がないものは、甲D26の1、26の3、一審原告26によって、認定した。</p>
		5万6000円	2万7000円	
一時帰宅費用	一審原告26	11万2000円	0円	平成26年1月3日から同月5日までの一時帰宅費用であり（甲D26の2の3）、避難相当期間経過後のものであるから、本件事故と相当因果関係が認められない。
引越費用	一審原告26	21万9950円	6万円	原判決278頁16行目から279頁4行目までを引用し、同行末尾を改行して、「そして、これら損害は一審原告26に生じたものと認められる（甲D26の2の3）。」を加える。
家財道具購入費用	一審原告26	15万円	15万円	原判決279頁6行目から16行目までを引用し、同行末尾を改行して、「そして、これら損害は一審原告26に生じたものと認められる（甲D26の2の3）。」を加える。
避難雑費	一審原告26から28	各87万円	0円	判決書本文に判示のとおりである。
避難慰謝料	一審原告26	3045万円	25万円	判決書本文に判示のとおりである。
	一審原告27	3045万円	75万円	
	一審原告28	3045万円	75万円	
コミュニティ侵害慰謝料	一審原告26から28	各1000万円	0円	判決書本文に判示のとおりである。
弁護士費用	一審原告26	30万円	3万7000円	認容額その他諸般の事情により認められる。
	一審原告27	30万円	3000円	
	一審原告28	30万円	3000円	
【抗弁】				
世帯への支払		合計156万円	—	判決書本文に判示のとおり、世帯内での融通は認められない。
(内訳)				
自主的避難等に係る損害	一審原告26	12万円	12万円	一審被告東電が一審原告26に12万円を支払ったことが認められ（丙D共240）、判決書本文に判示のとおり、費目を問わず充当するのが相当である。
	一審原告27	72万円	72万円	一審被告東電が一審原告27に72万円を支払ったことが認められ（丙D共240）、判決書本文に判示のとおり、費目を問わず充当するのが相当である。
	一審原告28	72万円	72万円	一審被告東電が一審原告28に72万円を支払ったことが認められ（丙D共240）、判決書本文に判示のとおり、費目を問わず充当するのが相当である。

	認容額
一審原告26	41万円
一審原告27	3万3000円
一審原告28	3万3000円

別紙 損害一覧表 8

世帯 1 1 (一審原告 3 2 から 3 4)

費目	各当事者	主張額
【請求原因】		
避難交通費	一審原告 3 2	4 万 5 0 0 0 円
一時帰宅費用	一審原告 3 2	1 2 0 万円
引越費用	一審原告 3 2	1 0 0 万円
家財道具購入費用	一審原告 3 2	1 5 万円
生活費増加分	一審原告 3 2	4 9 万 1 0 0 0 円
避難雑費	一審原告 3 2 から 3 4	併せて 6 4 万円
放射線検査費用	一審原告 3 2	1 0 万円
避難慰謝料	一審原告 3 2 から 3 4	各 2 2 4 0 万円
コミュニティ侵害慰謝料	一審原告 3 2 から 3 4	各 1 0 0 0 万円
弁護士費用	一審原告 3 2 から 3 4	各 3 0 万円

	認容額
一審原告 3 2	0 円
一審原告 3 3	0 円
一審原告 3 4	0 円

別紙 損害一覧表 9

世帯 1 2 (一審原告 3 5 及び 4 7)

費目	各当事者	主張額
【請求原因】		
避難交通費	一審原告 3 5	4 万 5 0 0 0 円
	一審原告 4 7	4 万 5 0 0 0 円
一時帰宅費用	一審原告 3 5	2 万 8 0 0 0 円
引越費用	一審原告 3 5、4 7	各 1 4 万 7 5 2 0 円
家財道具購入費用	一審原告 3 5、4 7	各 1 5 万円
避難雑費	一審原告 3 5	8 3 万円
	一審原告 4 7	7 4 万円
避難慰謝料	一審原告 3 5	2 9 0 5 万円
	一審原告 4 7	2 5 9 0 万円
コミュニティ侵害慰謝料	一審原告 3 5、4 7	各 1 0 0 0 万円
弁護士費用	一審原告 3 5、4 7	各 3 0 万円

	認容額
一審原告 3 5	0 円
一審原告 4 7	0 円

別紙 損害一覧表10
世帯14（一審原告37、38）

費目	各当事者	主張額	当裁判所の認定	理由
【請求原因】				
避難交通費	一審原告37	12万5810円	0円	原判決297頁18行目から298頁3行目までを引用する。 なお、引用部分の事実のうち証拠の掲記がないものは、甲D37の1によって、認定した。
引越費用	一審原告37	20万5860円	4万円	一審原告37及び38のシドニーへの避難は相当性が認められないのは前記のとおりである。また、一審原告37及び38が福岡県那珂川町に避難したのは、平成24年1月であり（甲D37の1、一審原告37）、一審原告37にとっては、避難相当期間経過後である。もっとも、判決書本文に判示のとおり、未成年者である一審原告38の避難に必要なものといえるから、相当因果関係が認められる。 具体的な額については、原判決298頁8行目から13行目までを引用し、同行末尾を改行して、「そして、これら損害は一審原告37につき生じたものと認められる（甲D37の2の4）。」を加える。
家財道具購入費用	一審原告37	15万円	7万5000円	前記同様、一審原告37にとっては、避難相当期間経過後であるが、一審原告38の避難に必要なものといえるから、相当因果関係が認められる。 具体的な額については、原判決298頁19行目から23行目までを引用する。 なお、引用部分の事実は、一審原告37によって、認定した。
避難雑費	一審原告37、38	各76万円	0円	判決書本文に判示のとおりである。
避難慰謝料	一審原告37	2660万円	0円	相当期間経過後であり、相当因果関係がない。
	一審原告38	2660万円	75万円	判決書本文に判示のとおりである。
コミュニティ侵害慰謝料	一審原告37、38	各1000万円	0円	判決書本文に判示のとおりである。
弁護士費用	一審原告37	30万円	—	
	一審原告38	30万円	3000円	認容額その他諸般の事情により認められる。
【抗弁】				
世帯への支払		合計84万円	—	判決書本文に判示のとおり、世帯内での融通は認められない。
(内訳)				
自主的避難等に係る損害	一審原告37	12万円	12万円	一審被告東電が一審原告37に12万円を支払ったことが認められ（丙D共240）、判決書本文に判示のとおり、費目を問わず充当するのが相当である。
	一審原告38	72万円	72万円	一審被告東電が一審原告38に72万円を支払ったことが認められ（丙D共240）、判決書本文に判示のとおり、費目を問わず充当するのが相当である。

	認容額
一審原告37	0円
一審原告38	3万3000円

費目	各当事者	主張額	当裁判所の認定	理由
【請求原因】				
避難交通費	一審原告 3 9	1 万 1 2 0 0 円	0 円	平成 2 3 年 4 月 3 0 日までの韓国避難分は A D R で支払済みである (丙 D 3 9 の 1 ・ 4)。平成 2 4 年 2 月の福岡避難分は、避難相当期間経過後のものであるが、子につき避難の相当性があり、実費を認めるのが相当である。もっとも、客観的な証拠はないことから、原判決 2 2 8 頁 2 行目から 2 0 行目の算定に従うのが相当である。そうすると、5 万 6 0 0 0 円 (甲 D 共 1 5 6) に 0. 8 を乗じた 4 万 4 8 0 0 円が本件事故と相当因果関係のある損害であると認められ、これについては、すでに A D R で支払済みである (丙 D 3 9 の 1 ・ 4)。
引越費用	一審原告 3 9	1 8 万 6 4 2 5 円	0 円	一審原告 3 9 にとっては避難相当期間経過後のものであるが、子 (本件事故当時 1 0 歳。甲 D 3 9 の 7) の避難に必要なものとして、これを認める余地はあるものの、転居において荷物を送っていないから (一審原告 3 9)、引越し費用が生じたとは認められない。
家財道具購入費用	一審原告 3 9	1 2 万円	0 円	一審原告 3 9 にとっては避難相当期間経過後のものであるが、子の避難に必要な分は認められる。そして、客観的な証拠がないとしても、判決書本文に判示のとおり、避難に伴い通常生じるべき費用等については、民訴法 2 4 8 条の趣旨に照らし、合理的な範囲で損害と認めるのが相当ではあるが、一審被告東電は、一審原告 3 9 に対し、A D R 手続において、家財道具購入費用として、2 0 万円を支払ったことが認められる (丙 D 3 9 の 1)。この支払額を超えて、一審原告 3 9 が家財道具購入費用を負担したことを認めるに足りる証拠はなく、上記支払額をもって、合理的な損害と認められる。したがって、A D R 手続で支払済みである。
避難雑費	一審原告 3 9、4 0	各 5 0 万円	0 円	判決書本文に判示のとおりである。
避難慰謝料	一審原告 3 9、4 0	各 3 0 2 9 万 4 8 0 9 円	0 円	避難相当期間経過後のものであり、相当因果関係が認められない。
コミュニティ侵害慰謝料	一審原告 3 9、4 0	各 1 0 0 0 万円	0 円	判決書本文に判示のとおりである。
弁護士費用	一審原告 3 9、4 0	各 3 0 万円	—	
【抗弁】				
世帯への支払 (内訳)		合計 8 3 8 万 8 2 7 7 円	—	請求原因が認められないので、抗弁の判断に入らない。
自主的避難等に係る損害	一審原告 3 9 一審原告 4 0	1 2 万円 1 2 万円	— —	請求原因が認められないので、抗弁の判断に入らない。 同上
第 5 次追補に基づく追加分	一審原告 3 9 一審原告 4 0	3 万 5 1 9 1 円 3 万 5 1 9 1 円		同上 同上

	認容額
一審原告 3 9	0 円
一審原告 4 0	0 円

別紙 損害一覧表 1 2

世帯 1 6 (一審原告 4 1 及び 4 2)

費目	各当事者	主張額
【請求原因】		
避難交通費	一審原告 4 2	6 万 7 5 7 0 円
引越費用	一審原告 4 2	3 7 万 7 0 0 0 円
家財道具購入費用	一審原告 4 2	2 0 万 6 7 9 8 円
避難雑費	一審原告 4 1、4 2	各 8 7 万円
就労不能損害	一審原告 4 2	5 8 0 万円
避難慰謝料	一審原告 4 1、4 2	各 3 0 4 5 万円
コミュニティ侵害慰謝料	一審原告 4 1、4 2	各 1 0 0 0 万円
弁護士費用	一審原告 4 1、4 2	各 3 0 万円

	認容額
一審原告 4 1	0 円
一審原告 4 2	0 円

費目	各当事者	主張額	当裁判所の認定	理由
【請求原因】				
避難交通費	一審原告 44	5万6000円	0円	原判決 312 頁 4 行目から 16 行目までを引用し (ただし、引用部分の事実は、甲 D 44 の 1 によって、認定した。)、そのとおり 6 万 7 160 円が合理的な額といえる。もっとも、判決書本文に判示のとおり、一審原告 43 への家族間移動費用の支払によって賄われていると考えられるから (丙 D 共 240)、一審原告 44 に損害が生じたことの立証がない。
一時帰宅費用	一審原告 44	18万4000円	0円	原判決 312 頁 18 行目から 313 頁 3 行目までを引用し (ただし引用部分の事実は、甲 D 44 の 4 によって、認定した。)、そのとおり 14 万 7 200 円が合理的な額といえる。もっとも、判決書本文に判示のとおり、一審原告 43 への家族間移動費用の支払によって賄われていると考えられるのであって (丙 D 共 240)、一審原告 44 に損害が生じたことの立証がない。
引越費用	一審原告 44	25万3465円	0円	原判決 313 頁 5 行目から 12 行目までを引用し (ただし、引用部分の事実は、一審原告 44 によって、認定した。)、そのとおり 8 万円が合理的な額といえる。もっとも、判決書本文に判示のとおり、一審原告 43 への家族間移動費用の支払によって賄われていると考えられるのであって (丙 D 共 240)、一審原告 44 に損害が生じたことの立証がない。
家財道具購入費用	一審原告 44	15万円	7万3500円	原判決 313 頁 14 行目から 19 行目までを引用し (ただし、引用部分の事実は、一審原告 44 によって、認定した。)、そのとおり 15 万円が合理的な額といえる。もっとも、判決書本文に判示のとおり、一審原告 43 への家財・物品購入費用の支払によって一部賄われていると考えられる (丙 D 共 240)。したがって、一審原告 44 に生じた損害は 7 万 3 500 円であると認められる。
避難雑費	一審原告 43 から 46	各 86 万円	0円	判決書本文に判示のとおりである。
避難慰謝料	一審原告 43	3010万円	25万円	判決書本文に判示のとおりである。
	一審原告 44	3010万円	25万円	
	一審原告 45	3010万円	50万円	
	一審原告 46	3010万円	75万円	
コミュニティ侵害慰謝料	一審原告 43 から 46	各 1000 万円	0円	判決書本文に判示のとおりである。
弁護士費用	一審原告 43	30万円	—	認容額その他諸般の事情により認められる。
	一審原告 44	30万円	1万2000円	
	一審原告 45	30万円	—	
	一審原告 46	30万円	—	
【抗弁】				
世帯への支払 (内訳)		合計 266万3818円	—	世帯内での融通は認めない。
自主的避難等に係る損害	一審原告 43	12万円	12万円	一審被告東電が一審原告 43 に 12 万円を支払ったことが認められ (丙 D 共 240)、判決書本文に判示のとおり、費目を問わず充当するのが相当である。
	一審原告 44	12万円	12万円	一審被告東電が一審原告 44 に 12 万円を支払ったことが認められ (丙 D 共 240)、判決書本文に判示のとおり、費目を問わず充当するのが相当である。
	一審原告 45	64万円	64万円	一審被告東電が一審原告 45 に 64 万円を支払ったことが認められ (丙 D 共 240)、判決書本文に判示のとおり、費目を問わず充当するのが相当である。
	一審原告 46	72万円	72万円	一審被告東電が一審原告 46 に 72 万円を支払ったことが認められ (丙 D 共 240)、判決書本文に判示のとおり、費目を問わず充当するのが相当である。
その他	一審原告 43	75万4080円	38万3220円	一審被告東電が一審原告 43 に 75 万 4 080 円を支払ったことが認められ (丙 D 共 240)、判決書本文に判示のとおり、費目を問わず充当する。ただし、75 万 4 080 円から、避難交通費、一時帰宅費用、引越費用、家財道具購入費用として賄われたと考えられる合計 37 万 0 860 円を控除した額である。
	一審原告 45	3万円	3万円	一審被告東電が一審原告 45 に 3 万円を支払ったことが認められ (丙 D 共 240)、判決書本文に判示のとおり、費目を問わず充当するのが相当である。
	一審原告 46	11万9738円	11万9738円	一審被告東電が一審原告 46 に 11 万 9 738 円を支払ったことが認められ (丙 D 共 240)、判決書本文に判示のとおり、費目を問わず充当するのが相当である。
第 5 次追補に基づく追加分	一審原告 43	8万円	8万円	一審被告東電が一審原告 43 に 8 万円を支払ったことが認められ (丙 D 共 240、D 43 の 1)、判決書本文に判示のとおり、費目を問わず充当するのが相当である。
	一審原告 44	8万円	8万円	一審被告東電が一審原告 43 に 8 万円を支払ったことが認められ (丙 D 共 240、D 43 の 1)、判決書本文に判示のとおり、費目を問わず充当するのが相当である。

	認容額
一審原告 43	0円
一審原告 44	13万5500円
一審原告 45	0円
一審原告 46	0円

費目	各当事者	主張額	当裁判所の認定	理由
【請求原因】				
避難交通費	一審原告48	2万5000円	2万円	原判決228頁2行目から20行目まで、及び319頁3行目から320頁10行目までを引用する。 ただし、原判決320頁4行目の「第5部第2章第3の1(1)ウに基づき」を「原判決228頁2行目から20行目までにに基づき」に改める。 なお、引用部分の事実は、甲D48の1、48の3、48の4、一審原告48によって、認定した。
		1万4000円	4000円	
		2万7000円	2万1600円	
引越費用	一審原告48	13万0700円	10万円	原判決320頁12行目から321頁1行目までを引用する。 ただし、原判決320頁18行目の「上記(1)のとおり」を「前記判示のとおり」に改める。
		9万9270円	0円	
家財道具購入費用	一審原告48	15万円	15万円	原判決321頁3行目から7行目までを引用する。 なお、引用部分の事実は、甲D48の1によって、認定した。
避難雑費	一審原告48から54	各87万円	0円	判決書本文に判示のとおりである。
避難慰謝料	一審原告48	3045万円	25万円	判決書本文に判示のとおりである。
	一審原告49	3045万円	75万円	
	一審原告50	3045万円	75万円	
	一審原告51	3045万円	75万円	
	一審原告52	3045万円	75万円	
	一審原告53	3045万円	75万円	
	一審原告54	3045万円	75万円	
コミュニティ侵害慰謝料	一審原告48から54	各1000万円	0円	判決書本文に判示のとおりである。
弁護士費用	一審原告48	30万円	3万4000円	認容額その他諸般の事情により認められる。
	一審原告49	30万円	3000円	
	一審原告50	30万円	3000円	
	一審原告51	30万円	3000円	
	一審原告52	30万円	3000円	
	一審原告53	30万円	3000円	
	一審原告54	30万円	3000円	
【抗弁】				
世帯への支払		合計452万円	—	判決書本文に判示のとおり、世帯内での融通は認められない。
自主的避難等に係る損害	一審原告48	12万円	12万円	一審被告東電が一審原告48に12万円を支払ったことが認められ(丙D共240)、判決書本文に判示のとおり、費目を問わず充当するのが相当である。
	一審原告49	72万円	72万円	一審被告東電が一審原告49に72万円を支払ったことが認められ(丙D共240)、判決書本文に判示のとおり、費目を問わず充当するのが相当である。
	一審原告50	72万円	72万円	一審被告東電が一審原告50に72万円を支払ったことが認められ(丙D共240)、判決書本文に判示のとおり、費目を問わず充当するのが相当である。
	一審原告51	72万円	72万円	一審被告東電が一審原告51に72万円を支払ったことが認められ(丙D共240)、判決書本文に判示のとおり、費目を問わず充当するのが相当である。
	一審原告52	72万円	72万円	一審被告東電が一審原告52に72万円を支払ったことが認められ(丙D共240)、判決書本文に判示のとおり、費目を問わず充当するのが相当である。
	一審原告53	72万円	72万円	一審被告東電が一審原告53に72万円を支払ったことが認められ(丙D共240)、判決書本文に判示のとおり、費目を問わず充当するのが相当である。
	一審原告54	72万円	72万円	一審被告東電が一審原告54に72万円を支払ったことが認められ(丙D共240)、判決書本文に判示のとおり、費目を問わず充当するのが相当である。
第5次追補に基づく追加分	一審原告48	8万円	8万円	一審被告東電が一審原告48に8万円を支払ったことが認められ(丙D共240、D48の1)、判決書本文に判示のとおり、費目を問わず充当するのが相当である。

	認容額
一審原告48	37万9600円
一審原告49	3万3000円
一審原告50	3万3000円
一審原告51	3万3000円
一審原告52	3万3000円
一審原告53	3万3000円
一審原告54	3万3000円

(別紙)

区域外からの避難者の避難相当性についての判断

5 1 世帯2 (一審原告6及び7) について

一審原告6及び7が本件事故当時に居住していたさいたま市は区域外であり、当該居住地は福島第一原発から約209kmの位置にある(弁論の全趣旨)。

同居住地は埼玉県庁から約5.99kmであったが、埼玉県庁における午前1時の放射線量の測定結果は、次のとおりであった。いずれも、1時間当たりである。

10 平成23年3月12日から同月31日まで

0.033から0.133マイクロシーベルト

4月 0.056から0.080マイクロシーベルト

5月から12月まで

0.048から0.062マイクロシーベルト

15 (以上につき、甲D7の5、丙D7の1)

なお、原災本部は、避難指示解除の基準を年間積算線量20ミリシーベルトとしている(本文第3の3(1)イ。1ミリシーベルトは1000マイクロシーベルトである。)

さいたま市からの自主的避難者数は公表されておらず(弁論の全趣旨)、かえって本件事故後も人口が増加している(丙D7の2)。さいたま市よりも福島第一原発に近い福島県いわき市(約30kmから70km)での本件地震又は本件事故を理由とする自主的避難者数は、平成23年3月15日当時、1万5377人(人口比4.5%)、郡山市(約40kmから90km)での同日当時の自主的避難者数は5068人(人口比1.5%)であったこと(本文第3の3(1)カ、丙D
25 共96)も併せると、さいたま市で本件事故を理由に自主的に避難した者はわずかであり、本件事故当時に同市に居住していた住民のほとんどが避難することな

く引き続き同市内での生活を継続したと推認することができる。

これら福島第一原発との距離、放射線量及び同市からの避難状況を考慮すると、一審原告6及び7が自主的に避難したことがやむを得ないものであったとはいえず、避難の相当性は認められない。

5 2 世帯3（原告番号8及び一審原告9から11）について

原告番号8及び一審原告9から11が本件事故当時に居住していた東京都葛飾区は区域外であり、当該居住地は福島第一原発から約21.5kmの位置にある（弁論の全趣旨）。

10 同居住地と同一町内における放射線量の測定結果（地上1m）は、平成23年5月25日から同年8月1日までの間、断続的に計測された中で、最大で1時間当たり0.16マイクロシーベルトであった（甲D9の5）。

一件記録によっても東京都葛飾区から自主的に避難をした者の人数は明らかでなく、かえって、一審原告9の近所で実際に避難した者はいないし、教師であった一審原告9の教え子のほとんども同区に居住している（一審原告9本人）。より
15 近接するいわき市や郡山市での自主的に避難者数も併せると、東京都葛飾区で本件事故を理由に自主的に避難した者はわずかであり、本件事故当時に同区に居住していた住民のほとんどが避難することなく引き続き同区内での生活を継続したと推認することができる。

20 これら福島第一原発との距離、放射線量及び同区からの避難状況を考慮すると、原告番号8及び一審原告9から11が自主的に避難したことがやむを得ないものであったとはいえず、避難の相当性は認められない。

3 世帯4（一審原告12）について

一審原告12が本件事故当時に居住していた東京都日野市は区域外であり、当該居住地は福島第一原発から約24.5kmの位置にある（弁論の全趣旨）。

25 同居住地から約1kmの公園における放射線量の測定結果（地上1m）は、次のとおりであった。いずれも、1時間当たりである。

平成23年 7月12日 0.05マイクロシーベルト

12月27日 0.09マイクロシーベルト

平成24年12月25日 0.06マイクロシーベルト

(以上につき、甲D12の5、丙D12の1の1・2)

5 日野市からの自主的避難者数は公表されておらず（弁論の全趣旨）、かえって本件事故後も人口が増加している（丙D12の2の2）。より近接するいわき市や郡山市での自主的避難者数も併せると、日野市で本件事故を理由に自主的に避難した者はわずかであり、本件事故当時に同市に居住していた住民のほとんどが避難することなく引き続き同市内での生活を継続したと推認することができる。

10 これら福島第一原発との距離、放射線量及び同市からの避難状況を考慮すると、一審原告12が自主的に避難したことがやむを得ないものであったとはいえ、避難の相当性は認められない。

4 世帯11（一審原告32から34）について

15 一審原告32から34が本件事故当時に居住していた神奈川県鎌倉市は区域外であり、当該居住地は福島第一原発から約266kmの位置にある（弁論の全趣旨）。

同居住地から約1kmの小学校における放射線量の測定結果（地上1m）は、次のとおりであった。いずれも、1時間当たりである。

平成23年 6月 6日 0.071マイクロシーベルト

13日 0.067マイクロシーベルト

20 20日 0.064マイクロシーベルト

27日 0.064マイクロシーベルト

10月25日 0.064マイクロシーベルト

(以上につき、丙D32の2の2、3の1)

25 鎌倉市からの自主的避難者数は公表されていない（弁論の全趣旨）。これに加えて、より近接するいわき市や郡山市での自主的避難者数も併せると、鎌倉市で本件事故を理由に自主的に避難した者はわずかであり、本件事故当時に同市に居

住していた住民のほとんどが避難することなく引き続き同市内での生活を継続したと推認することができる。

これら福島第一原発との距離、放射線量及び同市からの避難状況を考慮すると、
5 一審原告32から34が自主的に避難したことがやむを得ないものであったとはいえず、避難の相当性は認められない。

5 世帯12（一審原告35及び47）について

一審原告35及び47が本件事務時に居住していた神奈川県藤沢市は区域外であり、当該居住地は福島第一原発から約270kmの位置にある（弁論の全趣旨）。

10 同居住地から約300mの小学校における放射線量の測定結果（地上1m）は、次のとおりであった。いずれも、1時間当たりである。

平成23年8月24日 0.08マイクロシーベルト

平成24年4月12日 0.04マイクロシーベルト

（以上につき、甲D35の5）

15 藤沢市からの本件事務時に起因した人口減少等のデータは公表されていない（弁論の全趣旨）。これに加えて、より近接するいわき市や郡山市での自主的避難者数も併せると、藤沢市で本件事務時を理由に自主的に避難した者はわずかであり、本件事務時に同市に居住していた住民のほとんどが避難することなく引き続き同市内での生活を継続したと推認することができる。

20 これら福島第一原発との距離、放射線量及び同市からの避難状況を考慮すると、一審原告35及び47が自主的に避難したことがやむを得ないものであったとはいえず、避難の相当性は認められない。

6 世帯16（一審原告41及び42）について

(1) 一審原告41について

25 一審原告41が本件事務時に居住していた茨城県取手市は区域外であり、当該居住地は福島第一原発から約189kmの距離にある（弁論の全趣旨）。つ

くば市（取手市の北方に位置する。）の公園等における放射線量の測定結果（地上1m）は、平成23年6月20日に最大で1時間当たり0.375マイクロシーベルトであった（丙D17の1）。

取手市からの自主的避難者数は公表されていない（弁論の全趣旨）。これに加えて、より近接するいわき市や郡山市での自主的避難者数も併せると、取手市で本件事故を理由に自主的に避難した者はわずかであり、本件事故当時に同市に居住していた住民のほとんどが避難することなく引き続き同市内での生活を継続したと推認することができる。

これら福島第一原発との距離、放射線量及び同市からの避難状況を考慮すると、一審原告41が自主的に避難したことがやむを得ないものであったとはいえず、避難の相当性は認められない。

(2) 一審原告42について

一審原告42が本件事故当時に居住していた千葉県船橋市は区域外であり、当該居住地は福島第一原発から約209kmの距離にある（弁論の全趣旨）。

一審原告42の居住地に最も近い位置に所在する小学校における放射線量の測定結果（地上1m）は、平成23年7月22日に1時間当たり0.15マイクロシーベルトであった（甲D42の5）。

船橋市からの自主的避難者数は公表されていない（弁論の全趣旨）。これに加えて、より近接するいわき市や郡山市での自主的避難者数も併せると、船橋市で本件事故を理由に自主的に避難した者はわずかであり、本件事故当時に同市に居住していた住民のほとんどが避難することなく引き続き同市内での生活を継続したと推認することができる。

これら福島第一原発との距離、放射線量及び同市からの避難状況を考慮すると、一審原告42が自主的に避難したことがやむを得ないものであったとはいえず、避難の相当性は認められない。

以上